

# 5領域を活かした支援の 捉え方

(一社)日本発達障害ネットワーク  
大塚 晃

# 児童福祉の考え方

# 児童福祉法

## 第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

# 子どもの権利条約

## 第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、**心身障害**、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、**表明した意見**又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

# 子どもの権利条約

## 第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、**障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達**(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

# 障害者の権利条約

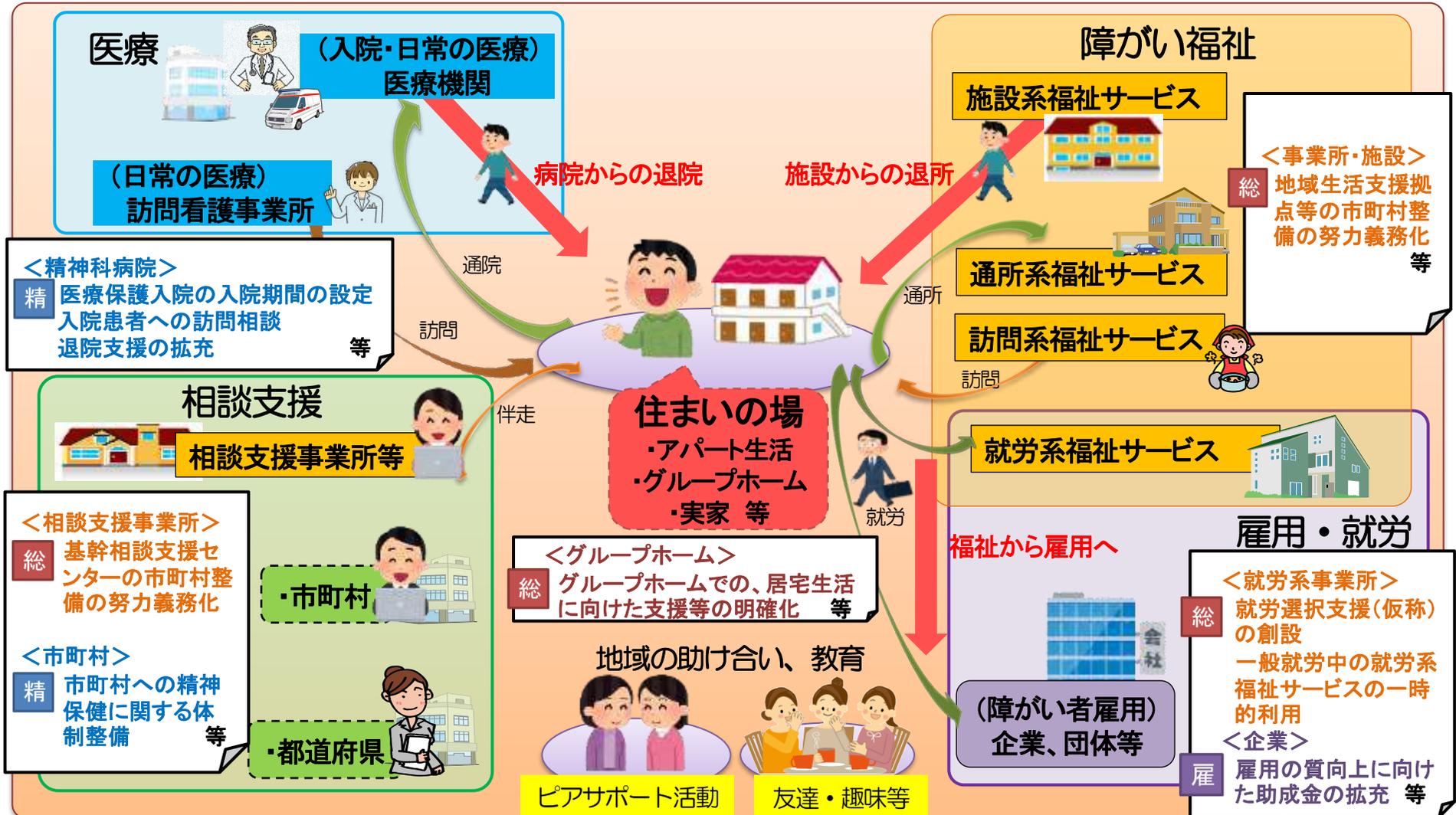
- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に**自己の意見を表明する権利**並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

# 障がい者が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

○ 障がい者が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、障がい者本人の希望に応じて、

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係） **総 精**
- ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係） **総 雇**

等を推進する。地域生活、職場、医療に係る取組を当事者中心の視点で強化・充実（**総 精 雇**は現在審議会等で議論中の事項）



# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益**が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定  
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、

その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# 児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

## <制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

## <改正案の内容>

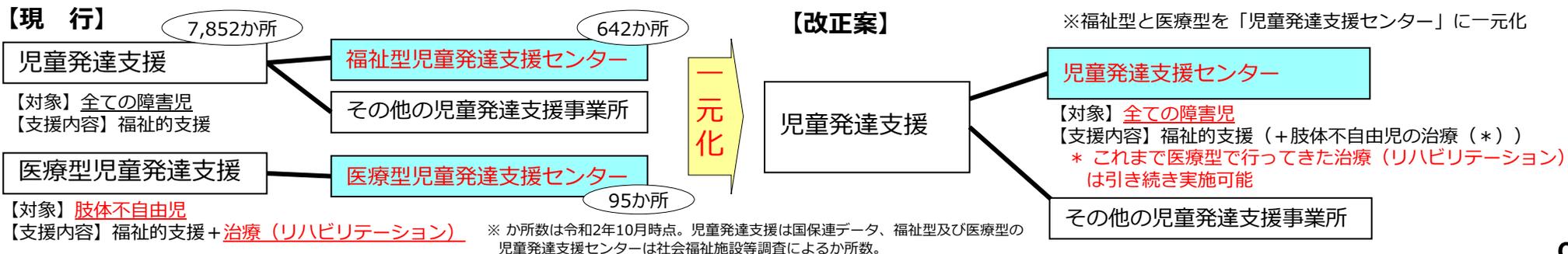
- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。  
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながることも、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。

⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



# 放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。

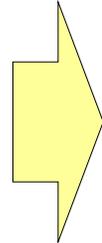
※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和6年4月1日

## 見直しの内容

### 現行

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
  - ・小学校
  - ・中学校
  - ・高校
  - ・特別支援学校



### 見直し後

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
  - ・小学校
  - ・中学校
  - ・高校
  - ・特別支援学校



- ・専修学校
- ・各種学校

## 対象者のイメージ

- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

児童発達支援ガイドライン・放課後等  
デイサービスガイドライン・保育所等  
訪問支援ガイドラインについて  
(共通部分)

# ガイドラインの改定（通知）

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の提供及び事業所運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令等に基づき行われているところですが、今般、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の質の向上を図るため、別紙1から別紙3までのとおり、「児童発達支援ガイドライン」、「放後等デイサービスガイドライン」を見直すとともに、「保育所等訪問支援ガイドライン」を新たに定めたので、より一層の支援の質の向上に取り組まれるよう、各都道府県におかれては、貴管内の市町村及び事業所に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、貴管内の事業所に対して、遺漏なく周知していただき、格段のご指導をお願いいたします。

令和6年7月4日 こども家庭庁支援局長から都道府県知事等への通知

# こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

# 障がい児支援の基本理念

(1)	障がいの特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	<p>○こどもの発達全般や障がいの特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。</p> <p>○こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障がいが生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。</p>
(2)	合理的配慮の提供	<p>○障がいのあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障がいのあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。</p>
(3)	家族支援の提供	<p>○家族の支援にあたっては、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。</p>
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	<p>○障がい児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。</p>
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	<p>○こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障がい当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。</p>

# 児童発達支援の目標

こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○**アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実** →乳幼児期は、障がいの有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、安定したアタッチメント(愛着)を形成していくこと。将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障がいの特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

○**家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定** →こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

○**こどもと地域のつながりの実現** →こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域のつながりの実現とともに、地域との交流を図るなど。

○**地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進** →こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じた、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

# 児童発達支援の方法

○こどもの発達の過程や障がいの特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

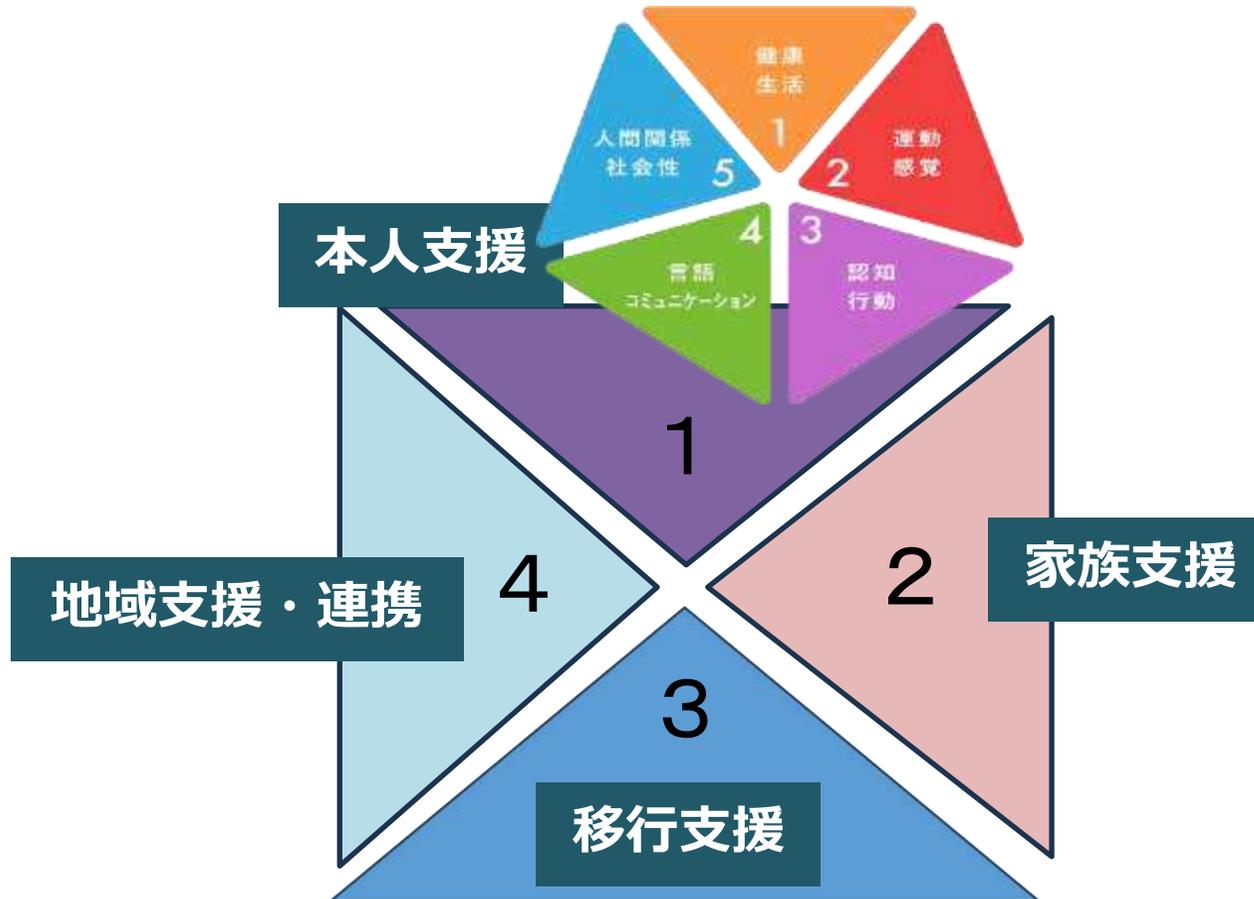
□**こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握**→本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要

□**総合的な支援**→個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援

□**特定の領域に重点を置いた支援**→5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は支援。数)の領域に重点を置いた支援

○こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「**家族支援**」、「**移行支援**」、「**地域支援・地域連携**」もあわせて行われることが基本である。

# 児童発達支援の方法



## ①インクルージョンに向けた取組の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援〕

- 運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。

## 運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

## 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第26条の3・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）インクルージョンの視点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定保育所等訪問事業についても準用。

## ポ イ ン ト

- 本基準は、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる社会の実現に向けては、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が児童発達支援を受けることにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたもの
- 個別支援計画において、インクルージョンの視点を踏まえた取組（例えば保育所等への移行支援等）や、支援におけるインクルージョンの視点（例えば地域との交流の機会の確保等）について明記することを求める
  - ※ 個別支援計画の参考様式について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照。なお、令和6年4月までに利用を開始した児については、次回の個別支援計画の見直しのタイミングで計画の見直しの対応を行うことを可能とする
- 個別支援計画の参考様式、インクルージョンの視点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

## ② 保育・教育等移行支援加算【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

保育・教育等移行支援加算 500単位/回（1回を限度）  
 ※ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）



## 【改定後】

保育・教育等移行支援加算

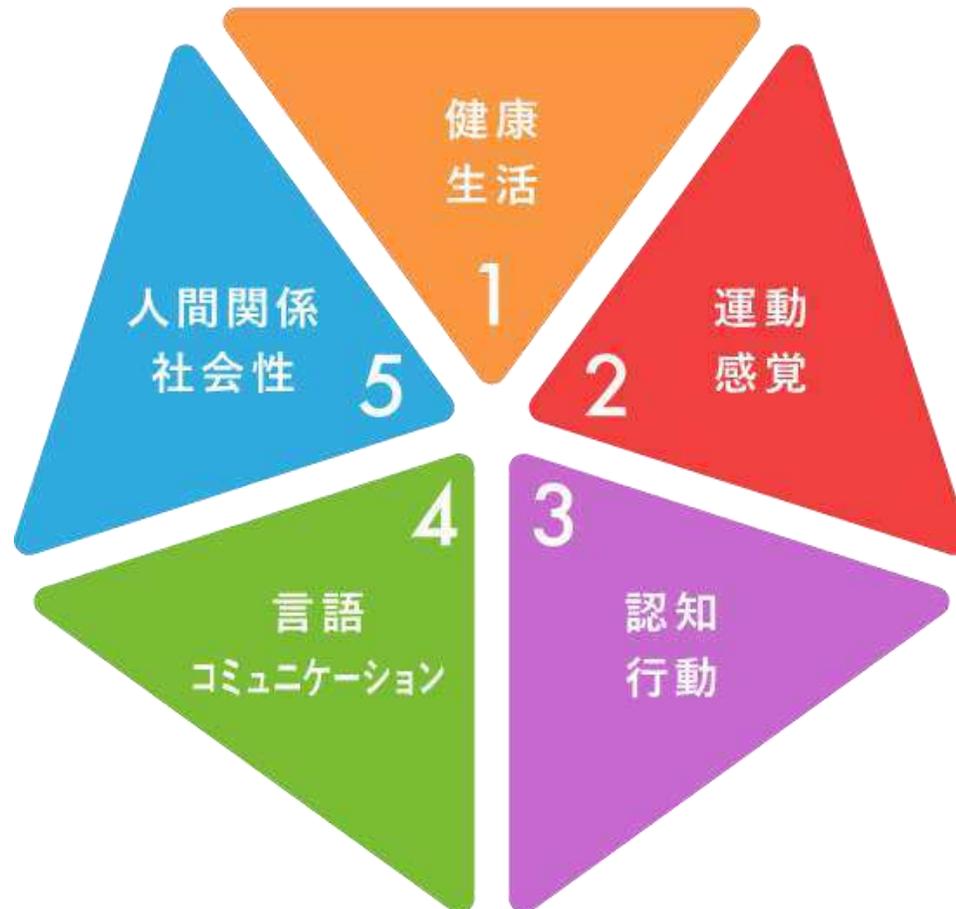
- ・退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合  
500単位/回（2回を限度）
- （※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等
- ・退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合  
500単位/回（1回を限度）
- ・退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合  
500単位/回（1回を限度）

## ポイント

- 本加算は、指定児童発達支援事業所等が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定児童発達支援事業所等を退所して、保育所等（移行先施設）に通うことになった場合であって、
- ①退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行った場合（2回を限度）
  - ②退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行った場合（1回を限度）
  - ③退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合（1回を限度）
- に算定するもの
- 【主な要件】
- ・障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
  - ・退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、子どもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと
  - ・退所後の居宅等を訪問しての相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと
  - ・退所後の移行先施設を訪問しての助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行うこと
  - ・それぞれについて、支援の要点に関する記録を行うこと
- 本加算は、退所前の移行支援については退所日に、また、退所後の支援については実施日（訪問日）に算定すること
- 関係機関連携加算や保育所等訪問支援などで評価した行為については、本加算は算定されない
- 退所して病院等へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、小中高に進学して学校に入学する場合は本加算は算定できない

【参照法令等】報酬告示：第1の12の4（児発）、第3の10の3（放デイ）

# 5領域の総合的な支援



# アセスメントの重要性

# アセスメントの重要性と 児童期特有のニーズについて

## 【アセスメントの過程】

子ども・親との面接

**情報収集**



**共同作業**

適切な情報選択

情報量・質の検討

正確性・事実性

信頼性・偏向性

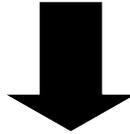
偏見・先入観

情報源・・・相談者(親・家族)、関係者、相談者  
(家庭)の環境、子どもに関する記録  
や資料

情報収集手段・・・面接、観察、記録・資料

# 情報の種類・子どもの生活史(生育歴) 環境に関する情報

**検討**



情報の量・質が適切か、収集方法が適切か  
情報の正確性、事実性、信頼性を確認  
情報が偏っていないか  
偏見や先入観によって歪められていないか



**収集した情報の吟味(さらには自分の  
判断の吟味「自己批判性」)が重要**

情報の分析統合



ニーズの確定

相談者の状況理解

ニーズ把握

問題(要因)の確認

課題の整理

意思決定のプロセス

情報の判断



計画策定

目標、支援期間、

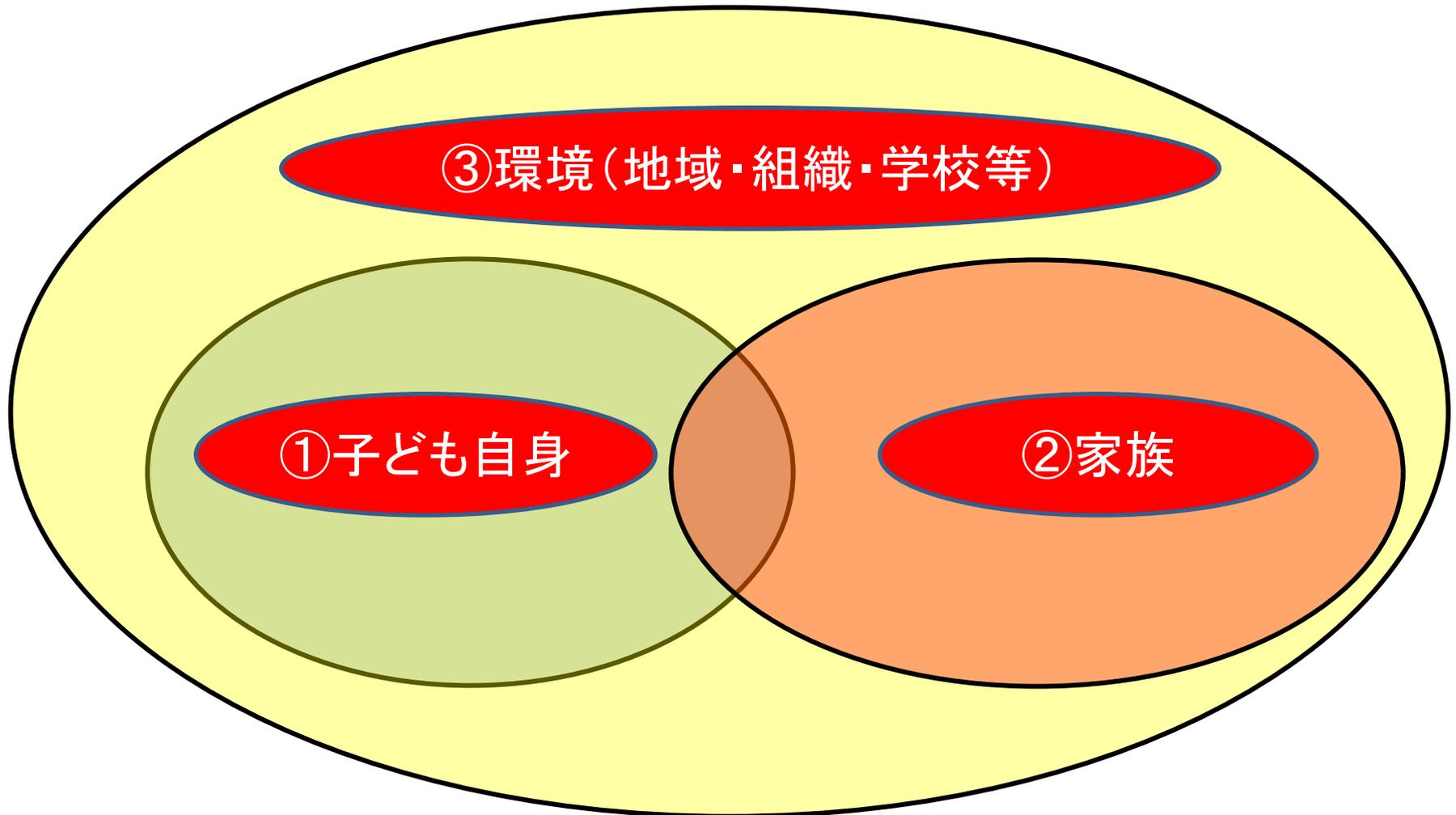
支援内容の設定

具体的な支援方法

の確認

相談者の意思や権利が尊重されているか

# 障がい児アセスメントの3つの要素



# 5領域支援の内容

# ①健康・生活の内容

## (ア) 健康・生活

### ねらい

- ・健康状態の維持・改善
- ・基本的な生活スキルの獲得
- ・基本的習慣や生活のリズムの形成

### 支援内容

#### 〈健康状態の維持改善〉

- ・健康状態の把握と対応  
健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。こどもの状態をきめ細やかに確認して、いつもと違う状態を早急に見つけ出し、必要な対応をする。小さなサインを見逃さない。
- ・リハビリテーションの実施  
それぞれのこどもが持つ機能をさらに発展させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。

#### 〈生活習慣や生活リズムの形成〉

基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。食を営む力の育成に努めるとともに、運動機能の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。

#### 〈基本的な生活スキルの獲得〉

- ・生活に必要な基本的技能の獲得  
こどもが食事排泄等生活に必要な基本的脳を獲得できるよう支援する
- ・構造化等による生活環境の調整  
生活の中で様々な遊びを通した学びが促進されるよう構造化等を活用して環境を整える。
- ・医療的ケア児への適切なケアの実施  
適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応じたケアの実施や環境整備を行う。

# ②運動・感覚の内容

## (イ) 運動・感覚

### ねらい

- ・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- ・身体能動機能の向上
- ・保有する感覚の活用
- ・感覚の補助及び代行手段の活用
- ・感覚の特性への対応

### 支援内容

#### 〈姿勢と運動・動作の基本的技能の向上〉

姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得 筋力の維持・強化

#### 〈姿勢保持と運動・動作の補助的手段活用〉

姿勢保持装置など様々な補助用具等の補助的手段を活用して支援する

#### 〈身体の移動能力の向上〉

歩行や歩行器、車いすによる移動など必要な移動能力の向上のための支援

#### 〈保有する感覚の活用〉

保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう遊び等を通して支援する

#### 〈感覚の補助及び代行手段の活用〉

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう、環境や補聴器等を活用できるよう支援する

#### 〈感覚の特性への対応〉

感覚や認知の特性を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援

# ③ 認知・行動の内容

## (ウ) 認知・行動

### ねらい

- ・ 認知の発達と行動の習得
- ・ 行動障害への予防及び対応
- ・ 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

### 支援内容

#### 〈認知の特性についての理解と対応〉

認知の特性を理解して、自分に入ってくる情報を適切にしよる出来るよう支援。こだわりや偏食の支援

#### 〈対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得〉

- ・ 感覚の活用や認知機能の発達  
視覚、聴覚等の感覚を十分活用して認知機能の発達を促す
- ・ 知覚から行動への認知過程の発達  
取得した情報を過去の情報と照合し、状況を整理できるようにするとともに的確な判断や行動につなげる支援
- ・ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成  
ものの機能や属性、形、色、大小、数等の概念の形成を図って認知や行動の手掛かりとして活用できるように支援

#### 〈行動障害への予防及び対応〉

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの難しさから生ずる行動障害の予防と適切行動への対応の支援

## ④言語・コミュニケーションの内容

### ねらい

- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・言語の受容と表出
- ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- ・言語の形成と活用
- ・コミュニケーション手段の選択と活用
- ・状況に応じたコミュニケーション
- ・読み書き能力の向上

### 支援内容

#### 〈コミュニケーションの基礎的能力の向上〉

障がいの種別や程度、興味関心等に応じて、表情や身振り等必要な基礎的能力を身に着ける支援

#### 〈言語の受容と表出〉

言葉や文字等を使って相手の意図を理解したり（受容）、自分の考えを伝える（表出）支援

#### 〈言語の形成と活用〉

具体的な事物や体験と言葉の意味をむずびつけて時発的な発生を促し、体系的な言語を身につける支援

#### 〈人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得〉

配慮された場面で、同じものに注意を向けて行動や意図を理解するといった共同注意の獲得

#### 〈コミュニケーション手段の選択と活用〉

指差し、サイン等の活用。手話、点字、機器等のコミュニケーション手段の活用

#### 〈状況に応じたコミュニケーション〉

場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援

#### 〈読み書き能力の向上〉

障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援

(工)  
言語  
・  
コミュニケーション

# ⑤ 人間関係・社会性の内容

## (オ) 人間関係 ・ 社会性

### ねらい

- ・アタッチメント（愛着）の形成と安定
- ・遊びを通じた社会性の発達
- ・事故の理解と行動の調整
- ・仲間作りと集団への参加

### 支援内容

#### 〈アタッチメント（愛着）の形成と安定〉

- ・アタッチメント（愛着）の形成  
環境や人に対する安心感、信頼感、自分に対する信頼感を嗅ぐ組む支援
- ・アタッチメント（愛着）の安定  
不安な時に大人が相談になることで安心感を得たりできるよう「安心の基地」の役割

#### 〈遊びを通じた社会性の促進〉

- ・模倣行動の支援  
遊び等を通じて人の動きを模倣することで、社会性や対人関係の芽生えを支援
- ・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援  
感覚・運動機能を使った遊びからごっこ遊び等の象徴遊びを通して社会性の発達を支援
- ・一人遊びから共同遊びへの支援  
一人遊びから並行遊び、大人が介入した連合的な遊び、ルールを守る共同遊びを通して社会性を支援

#### 〈事故の理解と行動の調整〉

大人を介在して自分のできることなど、行動の特徴を理解し、気持ちや情動の調整ができるよう支援

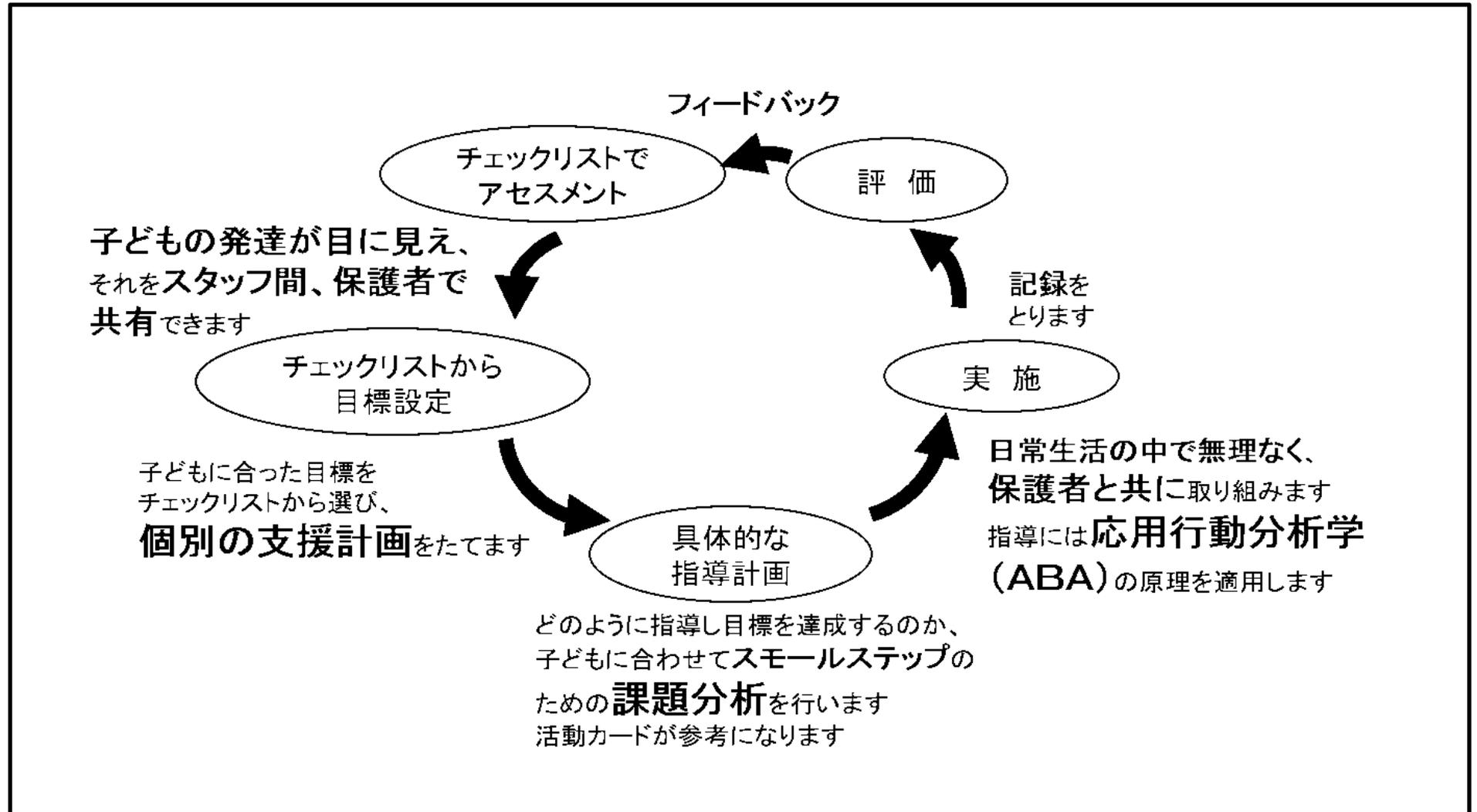
#### 〈仲間作りと集団への参加〉

集団に参加するための手順やルールを理解して集団活動への参加及び、相互理解から仲間作りの支援

# ポータルページプログラムを 活用した5領域の支援

# ポーターページプログラムの特徴

## アセスメント—指導—評価の循環過程

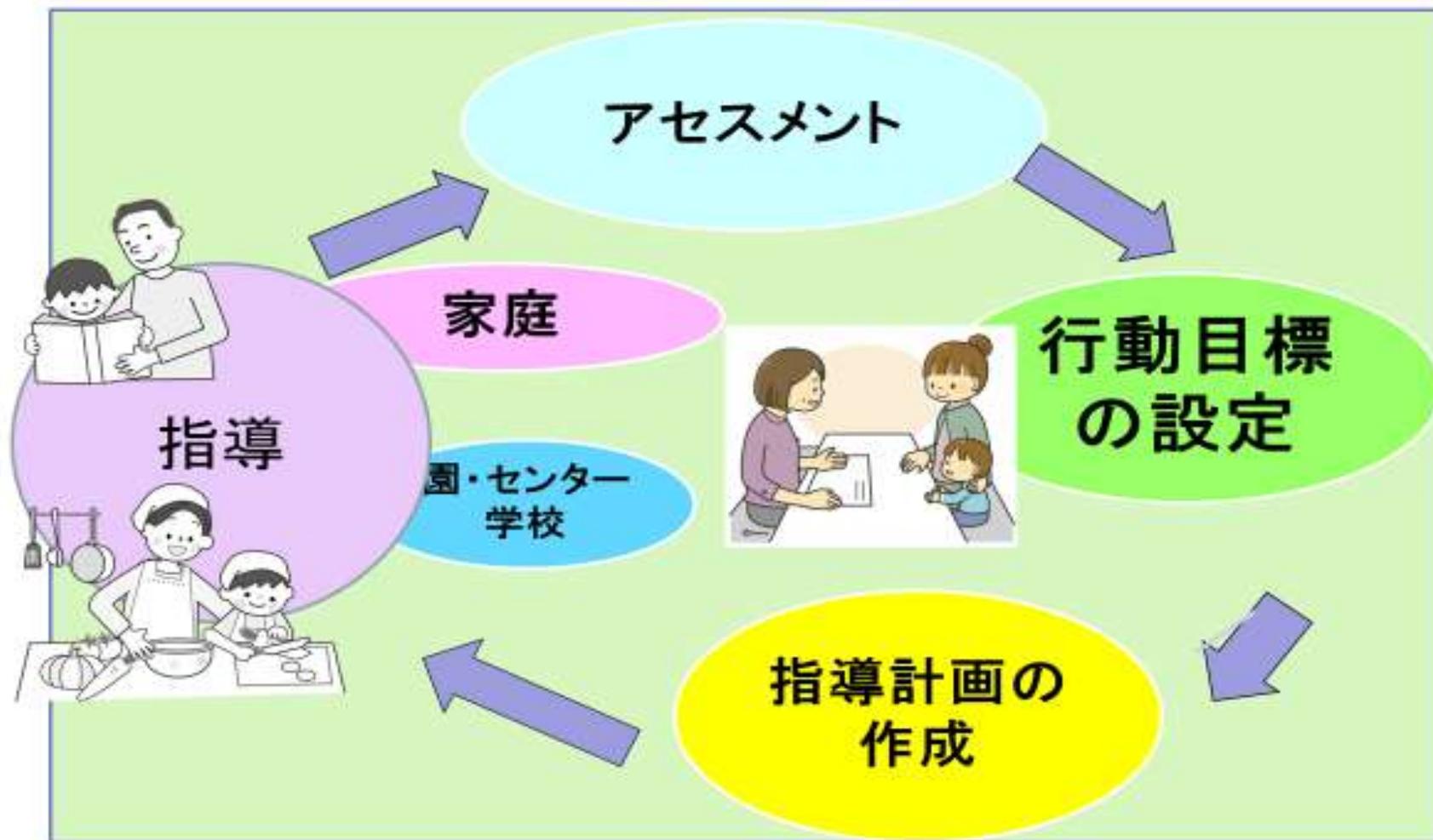


# ポーターページプログラムと5領域

表1 発達領域ごとの発達年齢段階別行動目標数

発達領域	乳児期の発達	社会性	言語	身辺自立	認知	運動	計
発達年齢	水色	灰色	薄緑色	黄色	薄桃色	薄朱色	
0-4ヵ月	45						45
0-1歳		28	14	14	18	47	121
1-2歳		15	20	12	9	19	75
2-3歳		8	22	26	18	17	91
3-4歳		13	13	16	25	15	82
4-5歳		8	11	22	21	16	78
5-6歳		12	12	15	20	25	84
計	45	84	92	105	111	139	576

# ポータルページプログラムの指導の進め方



# ポーターページプログラムチェックリスト

年齢段階	カード番号	行動目標	最初の評定	目標達成年月日	生活年齢	備考
1-2	15	自分でスプーンを使って食べる	○			
	16	片手でコップを持ち、飲む	△			
	17	まねをして、水に両手を入れ、ぬれた手で顔をバタバタたたく	○			
	18	おまるや便座に3分間くらい座っている	△			
	19	帽子をかぶる	○			
	20	靴下を脱ぐ	—			
	21	大人がもった衣服のそでに腕を通し、ズボンに脚を通す	△			
	22	靴を脱ぐ(ひもやマジックテープははずしてやってもよい)	—			
	23	前開きの上着を脱ぐ(ボタンやファスナーははずしてやってもよい)	—			
	24	ズボンを脱ぐ(肩紐やボタンははずしてやってもよい)	—			
	25	フイスナーを開閉する	—			
	26	排泄を自分から身振りやかんたんのなことばで伝える	—			
<u>2-3</u>	27	茶碗を手に持ち、スプーンで自分で食べる	—			
	28	タオルを渡すと、手と口のまわりを拭く	—			

# 指導のステップ(細分化)

【身辺自立 22】 健太は、援助なしで、2回中2回、靴を脱ぐ

1. 健太は、お母さんが健太の手を上から持ち、かかとをはずしてやると2回中2回、靴を脱ぐ。
2. 健太は、お母さんが健太の手をかかとに持っていくと、2回中2回、靴を脱ぐ。
3. 健太は、お母さんがかかとを指さすと、2回中2回、靴を脱ぐ。
4. 健太は、援助なしで、2回中2回、靴を脱ぐ。

# チェックリスト(行動目標)の書き換え

誰が	何をする	どんな条件のもとで	どの程度じょうずに
健太	・靴をぬぐ	・援助なしで ・かかとを指さすと ・健太の手をかかとに持っていくと ・健太の手を上から持ち、かかとをはずしてやると	・2回中2回

掛け合わせる:

「誰が」(1) × 「何をする」(1) × 「どんな条件のもとで」(4) × 「どの程度じょうずに」(1) = 4項目

例：健太の ポーテージ家庭記録表

	社会性	言語	身辺自立	認知	運動
課題	40 健太君はおやつのヨーグルトのスプーンをお母さんがとりに行ってくるのを食卓で10秒座って待つ。(1日1回)	17 絵本を読んだ後「これでおしまい」と声をかけると自分で閉じて終わりにする。2回中2回	22 お母さんが靴のマジックテープをはずし健太君の手をかかともって行くと、あとはひとりで脱ぐ。2回中2回	24 言われてベグを4本さした後、大人が置いてあるベグを指さすと、健太君が5本目のベグをさす。3回中3回	50 「こっちよ！」とお父さんが両手を差し出し声をかけるとお父さんにボールを転がす。3回中3回
家庭での様子					
備考					

## 活動チャート

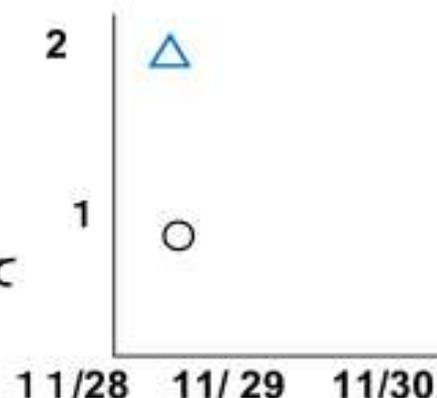
子どもの名前

相談員

指導期間      月 日 ~ 月 日

標的行動

健太君は、お母さんがマジックテープをはずしてやり、かかとを指さすと、2回中2回靴を脱ぐ。



記録の方法

○ かかとを指さすと脱いだら

△ 健太君の手をかかとに持っていくと脱いだら

指導の方法

- ・ 朝 保育園についた時と、夕方家に帰った時の2回行いましょう。
- ・ 「座って」「靴を脱いで」など声をかけて座らせて行いましょう。
- ・ 脱げた直後に頭を撫でて「すごい！やったね」と言ってほめる。
- ・ かかとを指さしても脱がないときは、健太君の手をかかとに持っていき脱げたら頭を撫でて「すごい！やったね」と言ってほめましょう。(△)

記入後

# ポーターページ家庭記録表

	社会性	言語	身辺自立	認知	運動
課題	<p><b>40</b> 健太君はおやつヨーグルトのスプーンをお母さんがとりに行き戻ってくるのを食卓で10秒座って待つ。(1日1回)</p>	<p><b>17</b> 絵本を読んだ後「これでおしまい」と声をかけると、自分で閉じて終わりにする。</p>	<p><b>22</b> お母さんが靴のマジックテープをはずし健太君の手をかかともって行くと、あとはひとりで脱ぐ。2回中2回</p>	<p><b>24</b> 言われてベグを4本さした後、大人が置いてあるベグを指さすと、健太君が5本目のベグをさす。3回中3回 健太君が自分でささないときは手渡しでやりましょう。</p>	<p><b>50</b> 「こっちよ!」とお父さんが両手を差し出し声をかけるとお父さんにボールを転がす。3回中3回</p>
家庭での様子	<p>9/23 「待っててね」と声かけて急いで帰ってくるまで大きな声を出していましたが、5秒は待っていました。</p> <p>9/25 今日は少しも待たずに泣いていました。</p>	<p>9/23 本を投げて泣く。また別の本を持ってくるので、読んでやっしまいました。</p> <p>9/27 きょうは終わりにできました。自分でも「……まいる」と言っていました。</p>	<p>9/23 きょうは自分でマジックテープをはずしていました。</p> <p>9/25 ママのかばんのファスナーを開けようとしていました………<b>25</b></p>	<p>9/25 指さしてもささないので、手渡ししました。その後投げ始めたので「おしまい」と言って片付けました。</p> <p>9/29 きょうは健太はここに笑顔です。5本目も指さすとさしていました。</p>	<p>9/28 いとこのお兄ちゃんも一緒に遊んでくれて大喜び。声かけだけで転がしていました。</p> <p><b>51</b> ソファにあがるようになってきました。</p>
備考	<p>10/1 風邪をひいて熱が出て、病院にいきました。10/2、療育センターでPTとOTの指導を受ける予定です。このころ、気に入らないと頭をぐんぐん床に打ちつける行動がみられることが気になります。</p>				

# 課題の分析

【身辺自立 22】 健太は、援助なしで、2回中2回、靴を脱ぐ

1. 健太は、お母さんが健太の手を上から持ち、かかとをはずしてやると2回中2回、靴を脱ぐ。

2. 健太は、お母さんが健太の手をかかとに持っていくと、2回中2回、靴を脱ぐ。



かかとの近くまで手を持って行く

3. 健太は、お母さんがかかとを指さすと、2回中2回、靴を脱ぐ。

4. 健太は、援助なしで、2回中2回、靴を脱ぐ。

かかとに好きなシールを貼る

# 個別支援計画

(ガイドライン項目の記載例)

子どもの名前 K・Y さん

作成年月日: 2024年 10月 1日

長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒に活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
短期目標	食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

## ○具体的な目標及び支援計画等

項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・ 期間等)	サービス提供機 関 (提供者・担当者 等)	優先 順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
本人支援 【健康・ 生活】	靴を自分で脱ごう	お母さんが君の手を上からもち、かかとをはずしてやると、2回中2回、靴を脱ぐ。朝、事業所に着いたとき、午前の戸外活動から帰ったとき、(夕方家に着いたとき)実施。できたらほめる。	身辺の自立	3ヶ月	朝・午前の活動の担当、家庭における母	1
本人支援 【言語・コ ミュニケー ション】						1
本人支援 【人間関 係・社会 性】						2
移行支援						1
家族支援						

## 事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などを自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になるこよう、本人の意思を確認しながら取り組みます。

# グループ指導

- 児童発達支援事業所の6人の子どもがいる「ひまわり組」では、「遊びユニット：公園に行こう」という指導計画をもとに、クラス担任は子ども一人ひとりの行動目標や標的行動を念頭に置きながら、遊び活動を展開しました。6人の子どもたちは2人のクラス担任と20分ほどかかる公園まで一緒に歩いて行って、遊びました。
- グループ全体の活動としては「公園に行こう」という遊び活動に集約されます。一方で子ども一人ひとりの活動は、「展開」に見られるように、選び出された行動目標や標的行動によって異なり、多彩に進んでいきました。2人のクラス担任は、一人ひとりの子どものアセスメント情報を共有しているので、それぞれの子どものニーズに応じて過不足なく援助を与えながら、遊び活動が展開できます。これが「遊びユニット」中心の多層水準指導です。

# 5領域支援と行動障がいへの支援

(「③認知・行動」行動障がいへの予防及び対応)

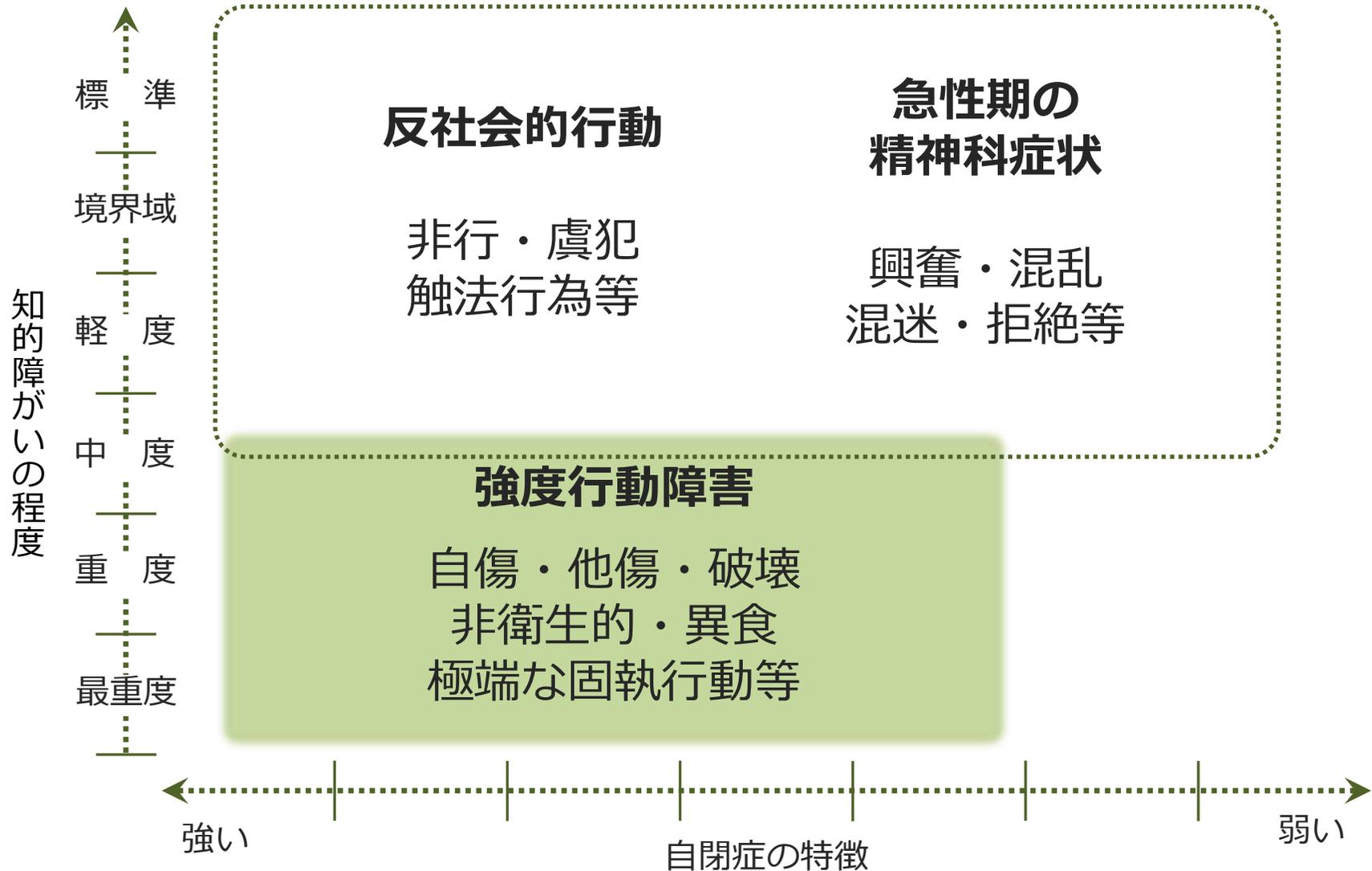
# 強度行動障害とは | 定義

精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しい処遇の困難な者であり、行動的に定義される群

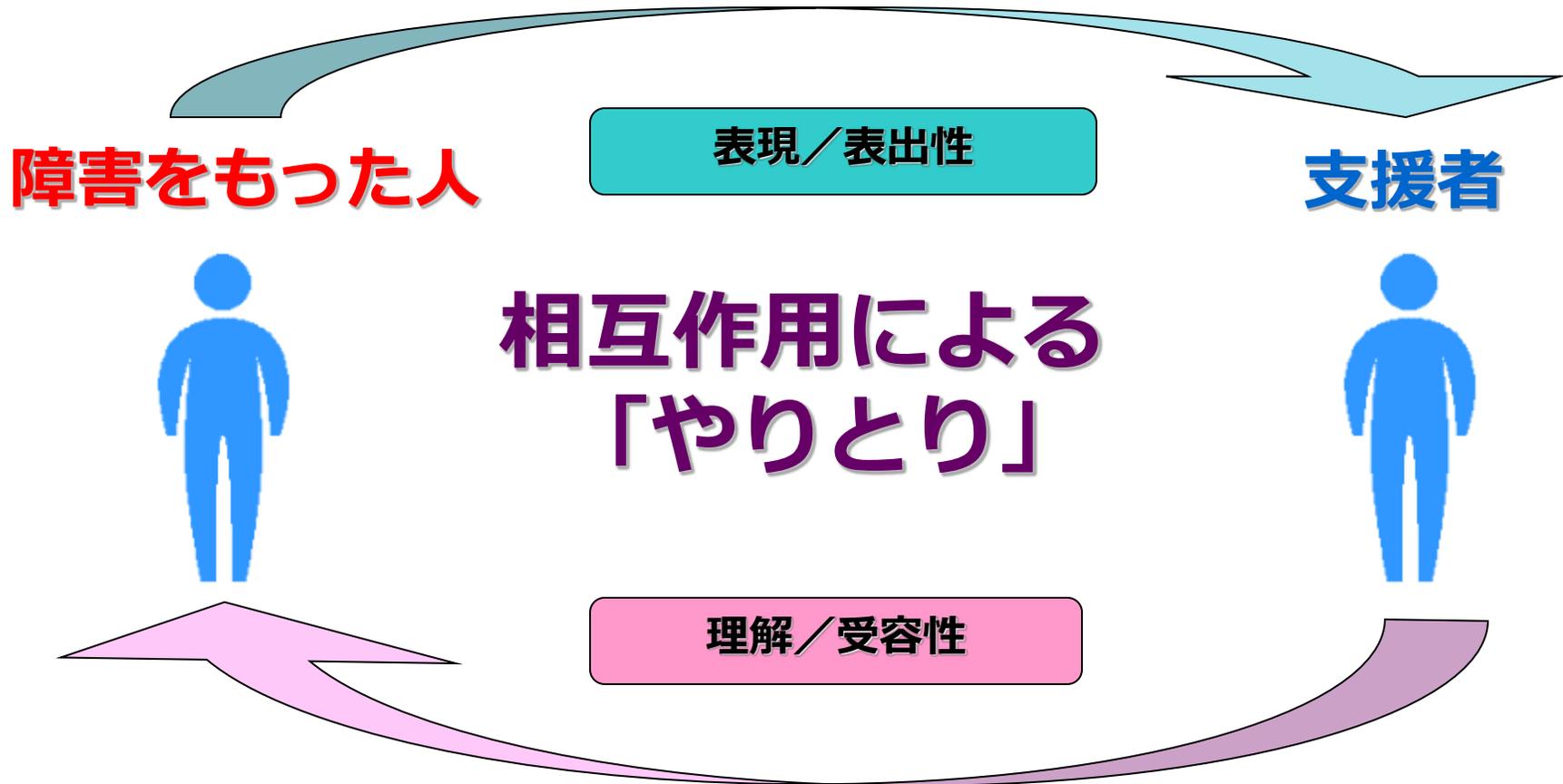
家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態

（行動障害児者研究会、1989年）

# 強度行動障害になりやすいのは



# 行動とは？

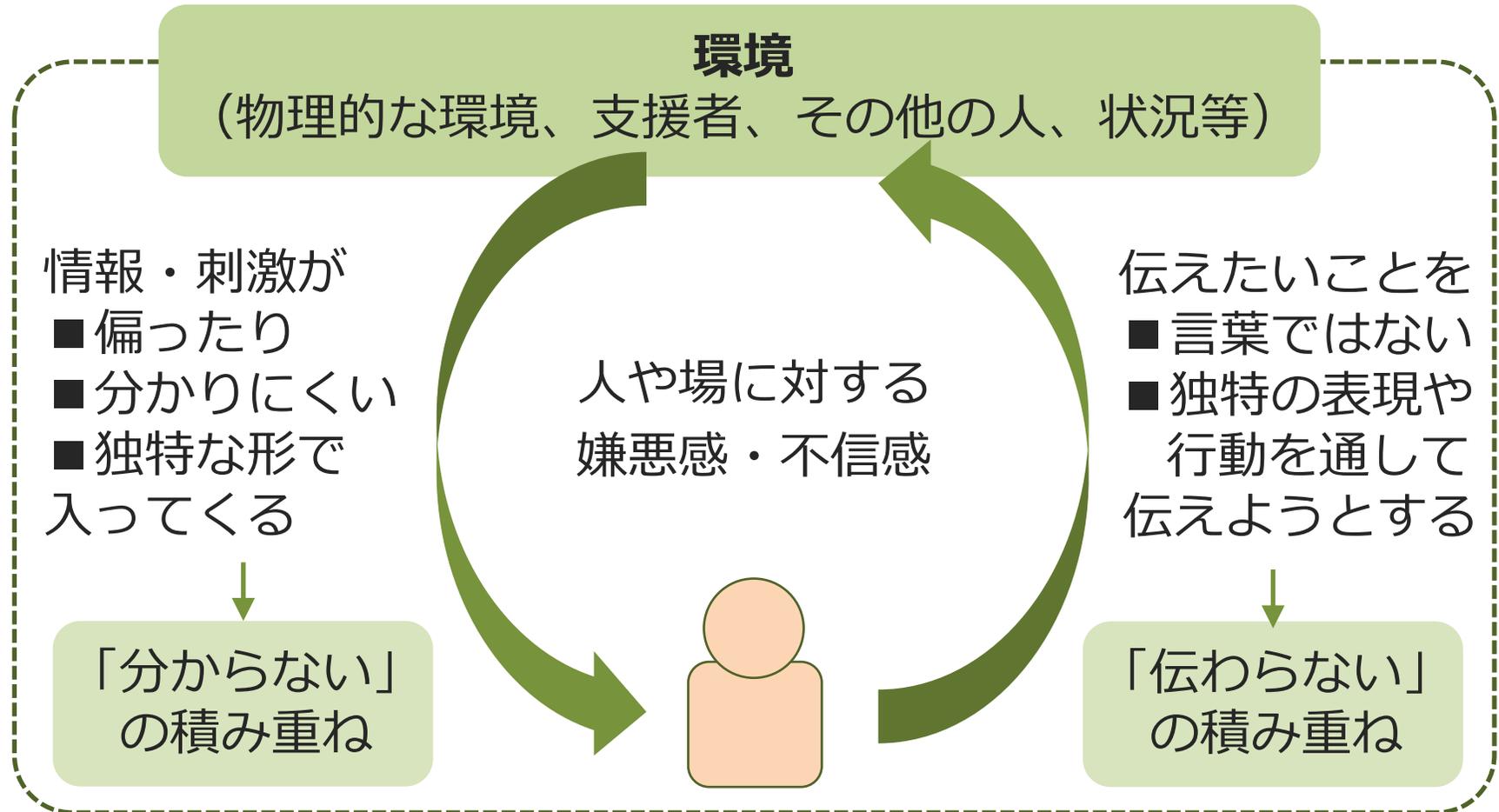


「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」  
国立のぞみの園 2014

# なぜ強度行動障害になるのか？

「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」 国立のぞみの園

2014



**障がい特性 × 環境要因 ⇒ 強度行動障害**

# 本人の特性 | ex.障がい特性

■障がい特性：障がいにより生じている特性

**自閉症**：対人関係形成の困難さ  
言語発達の遅れや異なった意味理解  
手順や方法に独特のこだわりなどがある、等  
【※ヒントシートを参照】

**知的障がい**：記憶することや文字、形を見分けることが困難  
微細な作業が困難  
興奮しやすい、極端な自信喪失など、等

# 「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」

国立のぞみの園 2014

## 想定される 障がい特性

## リフレーミング（強みの表現に変換）してみると

	社会性	意思疎通	遅れと偏り	発達の	その他	
① ことばを聞いて理解することが苦手		●				▶ 目で見た情報は理解しやすい
② 表情や身振りを、誤って理解してしまう		●				▶ 明瞭に（はっきりと）区別された指示を好む
③ 人や場面によって態度を変えられない	●	●				▶ ルールをきっちりと守ろうとする。物怖じしない
④ 他の人の興味あることに関心が薄い	●					▶ 状況に左右されず、自分の好きなことに取り組むことができる
⑤ 全体をとらえて関係性をつかむことが苦手	●					▶ 細部に、強く意識を向けることができる
⑥ 別のやり方を探したり臨機応変な対応が苦手	●					▶ 状況に左右されず、ねばり強く取り組むことができる
⑦ 集団で一斉に行動することが苦手	●					▶ マイペースに課題を完了することができる
⑧ 「いつ終わる」かを理解するのが苦手	●		●			▶ 決められたことを、やり続けようとする
⑨ 抽象的、あいまいなことの理解が苦手	●		●			▶ 具体的で、はっきりとしたことを好む
⑩ 経験していないことを想像することが苦手	●		●			▶ 経験したことは、しっかりと覚える
⑪ 特定の物事に強く固執	●		●	●		▶ 興味があること（趣味・仕事）に、積極的に取り組める
⑫ 記憶することが苦手			●			▶ 繰り返し体験することで記憶する
⑬ 発達（認知能力）がアンバランス			●			▶ 興味・関心、好きなことは抜群にできる
⑭ 特定の行動を何度もくりかえしてしまう			●	●		▶ 決まったパターンを几帳面に行うことができる
⑮ 期待されていることに注意が向かない				●		▶ 興味・関心があるものに、強く注意・集中を向けることができる
・落ち着きがなく、その場にとどまっていられない				●		
・結果をかえりみず突然反応してしまう				●		
⑯ 特定の感覚が過敏、または鈍い				●		▶ 些細な違いや変化に気がつくことができる、または非常に我慢強い

## ① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】（児童発達支援）

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位/日

- ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

## 【改定後】

強度行動障害児支援加算 200単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）

- ※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

## ポイント 要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

## 【対象となる児】

- ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

## 【主な要件】

- ・実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成
    - ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
  - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
  - ・共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
  - 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

## 【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の2（児発）

基準告示（270）：1の7（対象）、1の8（支援）

## ②放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】〔放課後等デイサービス〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

## 単位数（新旧）

【現行】  
強度行動障害児支援加算 155単位/日  
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



## 【改定後】

強度行動障害児支援加算(Ⅰ)（児基準20点以上） 200単位/日…①

強度行動障害児支援加算(Ⅱ)（児基準30点以上） 250単位/日…②

（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）

- ※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合  
②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

## ポイント

要・市町村による児の判定  
要・都道府県への基準適合の届出

- 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。  
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）  
【主な要件】  
・実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成…①  
・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）…②  
・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの  
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）  
【主な要件】・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

## 3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

## ③集中的支援加算【新設】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

## 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**集中的支援加算【新設】 1000単位/日**

※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算

## ポイント

要・市町村による児の判定

※市町村と都道府県が連携して運用

- 本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児通所支援事業所に訪問等させ、集中的な支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき市町村が判定）

## 【主な要件】

- ・広域的支援人材（※）を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと（※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成）
  - ・「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び事業所のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と事業所が共同し、対象児の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画（事業所全体の支援の進め方の計画）を作成し、②事業所において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること
  - ・広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象となる児への支援が行われる日及び随時に、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、事業所への助言援助を受けること（なお、本加算の算定は、対象児に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする）
  - ・集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
  - ・対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと
  - ・集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること
  - ・広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な報酬を支払うこと
  - ・対象児が複数の事業所に併用している場合においては、これらの事業所とも連携し集中的支援実施計画の作成や支援を行うこと。なお、複数事業所がそれぞれ広域的支援人材の助言援助を受けて支援を行う場合には、それぞれが本加算を取得することを可能とする
  - ・支援にあたっては対象児の障害児相談支援事業所とも緊密に連携すること（セルフプランの場合には市町村において速やかに相談支援につなげること）
- 本加算については、市町村が事業所から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、都道府県が広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を市町村及び都道府県に提出するものとする（「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照）
- 強度行動障害児支援加算との併算定は可能

# 行動障がいへの適切行動支援

「行動障害の理解と適切行動支援」  
英国行動障害支援協会編、清水直治  
監訳、ジヤース教育新社、2015)による

# 行動障がいの機能(目的)とは

行動障がいを起こす理由は数多くあげられますが、そこで共通する機能(目的)は、次の4つに限られます。

- ・注目を得る
- ・要求を満たす
- ・逃避する
- ・感覚刺激を得る

(「行動障害の理解と適切行動支援」英国行動障害支援協会編、清水直治監訳、ジヤーズ教育新社 2015)

# 1.注目を得る 例

直前のできごと	行 動	直後の結果	分 析	行動の機能
<p>セーラは大人に1対1で相手をしてもらうのが好きですが、学校では、先生は生徒全員を見なければなりません。先生の注意がセーラに向けられていないとき。</p>	<p>セーラはお漏らしをする。</p>	<p>先生はセーラを着替えさせて清潔にするため、教室の外に連れていく。</p>	<p>セーラは先生と1対1の時間を持つことができ、学校で大人に相手をしてもらうためには、お漏らしをすればよいと学習する。</p>	<p>注目を得る。</p>

## 2. 要求を満たす 例

直前のできごと	行 動	直後の結果	分 析	行動の機能
<p>太郎はのどが 渴いている。</p>	<p>太郎はコッ プを見つけ ると、それ を誰かに投 げつける。</p>	<p>太郎は飲み物 を手に入れる。</p>	<p>太郎は、飲み 物が欲しいとき にコップを投げ ると飲み物がも らえると学習す る。</p>	<p>要求を満たす。</p>

### 3. 逃避する 例

直前のできごと	行 動	直後の結果	分 析	行動の機能
<p>花子はグループ活動が好きではない。</p>	<p>花子はグループ活動中、自分の隣に座っている人を叩く。</p>	<p>先生が花子をグループから話、教室の隅に座らせる。</p>	<p>花子はグループ活動から解放されたいときには、誰かを叩けばいいと学習する。</p>	<p>逃避する。</p>

## 4. 感覚刺激を得る 例

直前のできごと	行 動	直後の結果	分 析	行動の機能
<p>太郎は20分間居間に一人きりにされている。自分で活動に従事することができない。</p>	<p>太郎は身体を前後に揺らしながら、大声でうなる。</p>	<p>太郎は身体を前後に揺らしながら、大声でうなると気持ちがいいので、長い時間それをする。</p>	<p>太郎は何もすることがないときは、身体を前後に揺らしながらうなれば、刺激が得られると学習する。</p>	<p>感覚刺激を得る。</p>

# 状況要因

- 状況要因は、当人を不安にさせたり過敏にさせたりする要因のこと。
- 状況要因の具体的な例としては、過去に起こったことから（例 叱られることがある人の近くにいる、昨夜よく眠れなかった）ことや、現在起こっていることから（例 気分が悪い、歯が痛い、お腹がすいている、のどが渴いている、騒がしい部屋にいる）などが挙げられる。
- 状況要因は、知的障がいがあるないにかかわらず、誰にでも同じように起こるが、知的障がいのない人はそうした状況に陥っても、その状況に何らかの対処をすることができる。例えば、頭痛がすれば薬を飲み、周囲がうるさければ静かな場所に移動するなど。

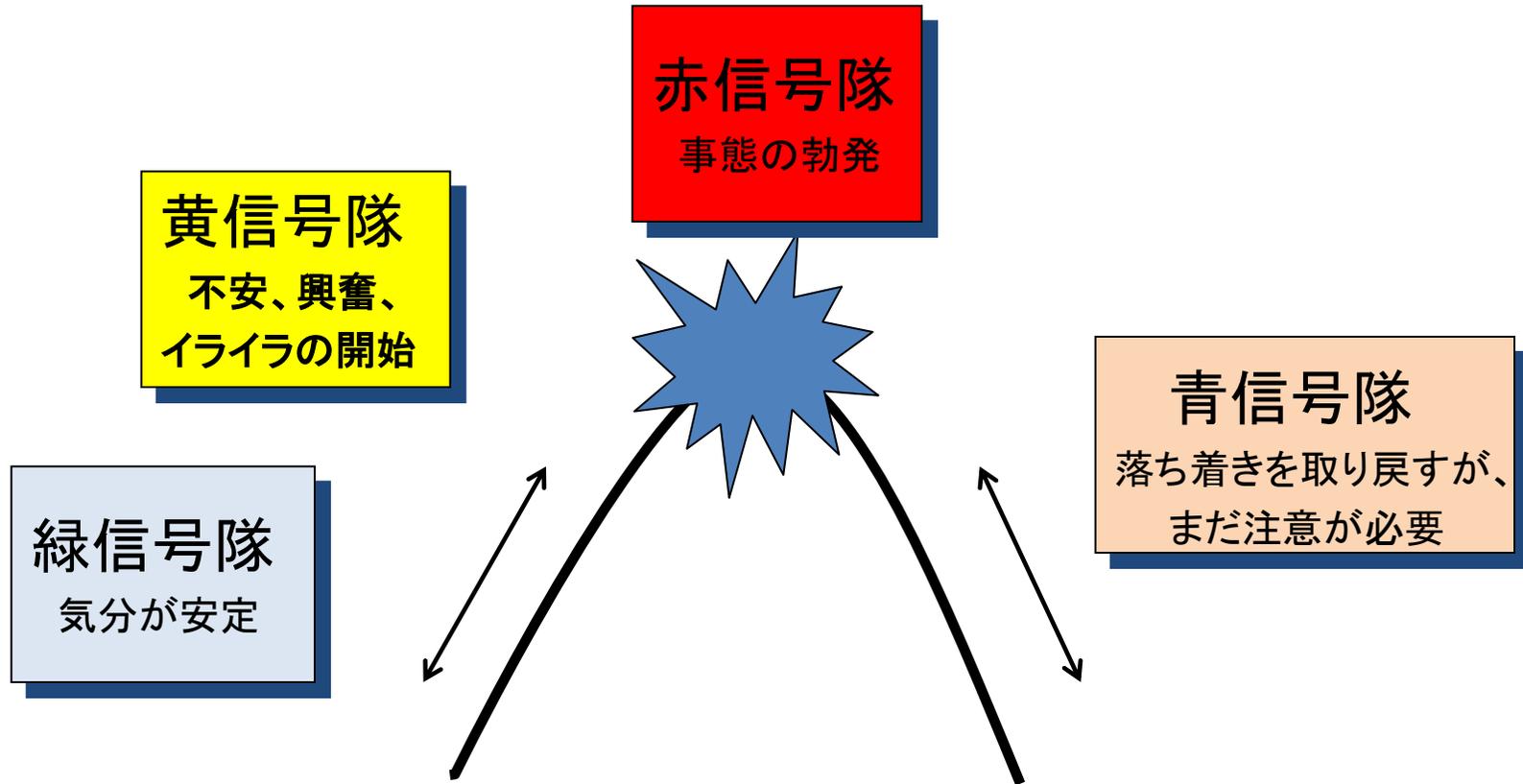
# 契機要因(きっかけ)

●契機刺激は行動障がいが起こる直前に起こり、その行動の引き金となるできごとで、“先行刺激”とも呼ばれる。契機刺激に気づくことが行動障害を減らす第1歩でもある。行動障がいが起こりやすい状況を予測できるので、前もって対処が可能となる。

●一般的な契機刺激として、具体的に次のものがある。

- ・何かをするように言われたとき(あるいは、何かを止めるように言われたとき)
- ・何か欲しいのに、またはそれを持っていたいのに、だめだと言われたとき。
- ・嫌いな人や動物に遭遇したり、やりたくない活動に接触するとき。
- ・騒音、暑さ、たくさんの人が集まっている場面
- ・退屈なとき、誰も話してくれないとき、することがないとき。

# 行動障がいの発展段階



# ABC(行動の観察・記録)チャート

名前:

<b>日時</b> ・日付 ・曜日 ・時間	<b>A 直前のできごと</b> ・場所 ・人々 ・活動 について書く	<b>B行動</b> 観察した行動を書く	<b>C 直後の結果</b> ・支援者が何をしたか ・当人がどう反応したかについて書く	推定される理由や目的について書く

# ABC(行動の観察・記録)チャート

名前:

## A 直前のできごと

- ・場所
- ・人々
- ・活動 について書く

## B行動

観察した行動を書く

## C 直後の結果

- ・支援者が何をしたか
- ・当人がどう反応したかについて書く

この欄に直前のできごと(行動障がいが起こる直前に何が起きた)を記録する。

- 当人がどこにいたか、そこで何をしていたかを正確に記録する。
- 一緒にその場にいた人や、その行動の直前にその場を去った人がいたか。
- 当人に何か要求したか。
- 当人が何かをやりたいがったり、事物や飲食物を欲しがったりしたか。
- 活動が終了したり、または中止されたりしたか。
- あなた(記録者)はどこにいて何をしていたか。
- 当人の気持ちはどうだったか(例 うれしい、悲しい、引きこもり、怒り、落ち込み)
- 当人は行動によって何か要求を伝えようとしていたか(例 何かをした・したくない)
- 何か明確な契機刺激があったら記録する(例 健康状態が悪かった。睡眠不足だった。親に会いたがっていた)。

この欄に、実際の行動がどうであったか(どのように観察されたか)を記録する。

- 行動を正確に、その発展の様子を段階的に描写する。
- (例 居間から走って出ると、台所に続く廊下に立って、頭を右手で1分くらいの間殴り続けた)

直後の行動(行動障がいを起こした結果、何が起きたか)を記入する。

- あなたが行動障がいに対してとった行動を、段階的に正確に記述する。
- 当人があなたの対処に対し、どのような行動で応じたか
- あなた以外に、その場にいて当人の行動に反応した人がいたか。
- 当人が行動障がいを示した結果、行動障がいを示す前には手に入れなかった何かを手に入れることができたか。例えば、注目を得られた(肯定的・否定的)、品物や飲食物、活動や嫌いな場面からの逃避など。

# ABC(行動の観察・記録)チャート

名前: ○○ ○○

	日時 ・日付 ・曜日 ・時間	A 直前のできごと ・場所 ・人々 ・活動 について書く	B行動 観察した行動を書く	C 直後の結果 ・支援者が何をしたか ・当人がどう反応したかについて書く	推定される理由や目的について書く
悪い例	月曜日 午前中	太郎に、こぼした牛乳を拭くように言った。	かんしゃくを起こした。	叱った。	突発的に起こった。太郎は攻撃的なために、甘やかされているから。自分の思い通りにしたがる。
良い例	2009年 6月11日 月曜日 午前 9時15分	太郎は寝坊して、バスが外で待っていて、ラジオがつけてあり、トーストはこげていた。新人の支援者が太郎に朝食を終わりにするように言った。太郎は飲み物をこぼし、支援者が太郎に拭くように言った。	太郎はまごついた感じになった。大きなうめき声を挙げると、支援者のメガネをつかんだ。	支援者が、“だめ”と大声で、太郎に止めるように言った。太郎は台所から走って逃げた。	太郎は寝不足だったから。新人の支援者だったから。支援者が言ったことが太郎には理解できなかったから。太郎は誤ってコップを倒してしまい、台所から逃げようとした。

# 行動支援計画とは

## ・＜予防方略＞

行動障がい引き起こされる事態を、事前の対策によって減らす方略。障がいのある人に、その行動障がいに代わる適切なコミュニケーション手段や生活スキルを教えるなど。

## ・＜緊急対処方略＞

障がいのある人が不安や苦痛から逃げようと興奮したり暴れたりする状況において、すばやく対処する方略。当人やその周囲にいる人を傷つけることなく、できるだけ迅速に安全に事態を治めるために使う。

# 行動支援計画の作り方

- ステップ1: 問題とされる行動を描写する
- ステップ2: 行動障がいの機能を推定する
- ステップ3: 予防のための「緑信号」方略を立てる
- ステップ4: 早期信号「黄信号」方略を立てる
- ステップ5: 緊急対処「赤信号」方略を立てる
- ステップ6: 回復「青信号」方略を立てる
- ステップ7: 行動支援計画に同意する
- ステップ8: 行動支援計画を見直す

# 5領域支援と家族支援

## ① 家族支援加算【家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し】【児童発達支援・放課後等デイサービス】

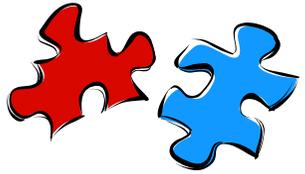
- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
- きょうだいへの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。

## 単位数（新旧）

【現行】	【改定後】※両加算を統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連携加算（月4回を限度） 入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間以上） 280単位/回 （所要時間1時間未満） 187単位/回</li> <li>・事業所内相談支援加算 入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合 加算（Ⅰ）（個別相談） 100単位/回（月1回を限度） 加算（Ⅱ）（グループ） 80単位/回（月1回を限度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）</b> 入所児童の家族（<u>きょうだいを含む</u>）に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位/回 （所要時間1時間未満） 200単位/回 事業所等で対面 100単位/回 <b>オンライン 80単位/回</b></li> <li>・<b>家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）</b> 入所児童の家族（<u>きょうだいを含む</u>）に対してグループでの相談援助等を行った場合 事業所等で対面 80単位/回 <b>オンライン 60単位/回</b></li> </ul> <p>※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。</p>

## ポイント

- 本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、加算（Ⅰ）は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算（Ⅱ）は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの  
【主な要件】
  - ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
  - ・相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可）
  - ・相談内容の要点等に関する記録を行うこと
  - ・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
  - ・グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
- 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能（ただし、必要な場合には同席の下で行うなど、効果的な支援となるよう努めること）
- 加算（Ⅰ）について、保育所など、居宅・事業所以外の場で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」を算定するものとする
- 加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、同一の日はそれぞれ1回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
- 個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の併算定が可能
- 保育所等訪問支援等との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回を限度とすること



## 障がい受容とは



「わが子の障がいの受容」と「障がいのあるわが子の受容」



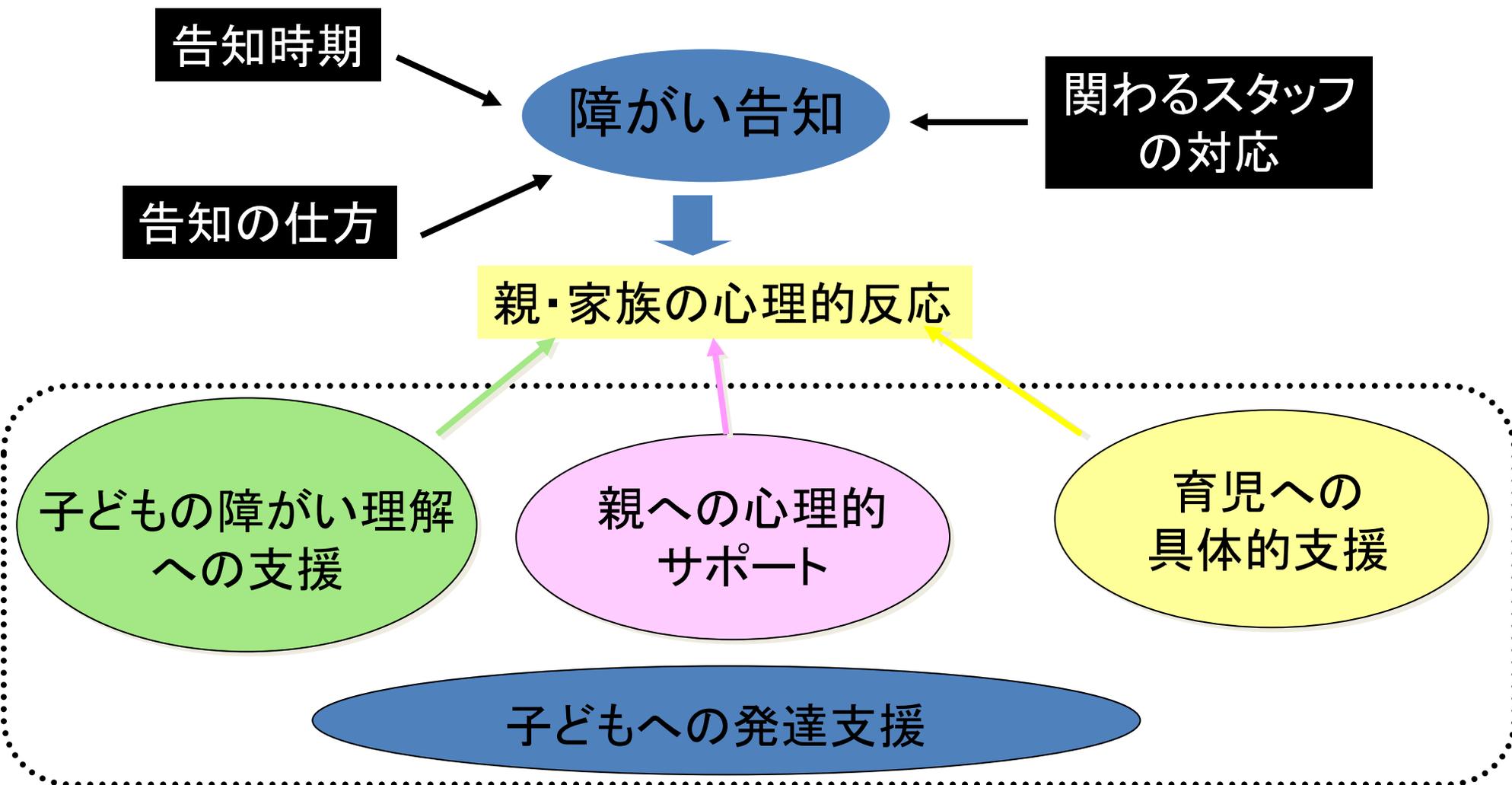
子どもの発達、成長とともに緩やかに子どもの姿を受け止めていく



子どもへの発達支援の確実性、信頼性が受容過程を側面的に支える

親の不安を受け止める、理解する  
親の受容能力に合わせた具体的な助言

# 「障がい受容」を支えるということ



# 障害受容の段階説 (Drotar, et al. (1975))

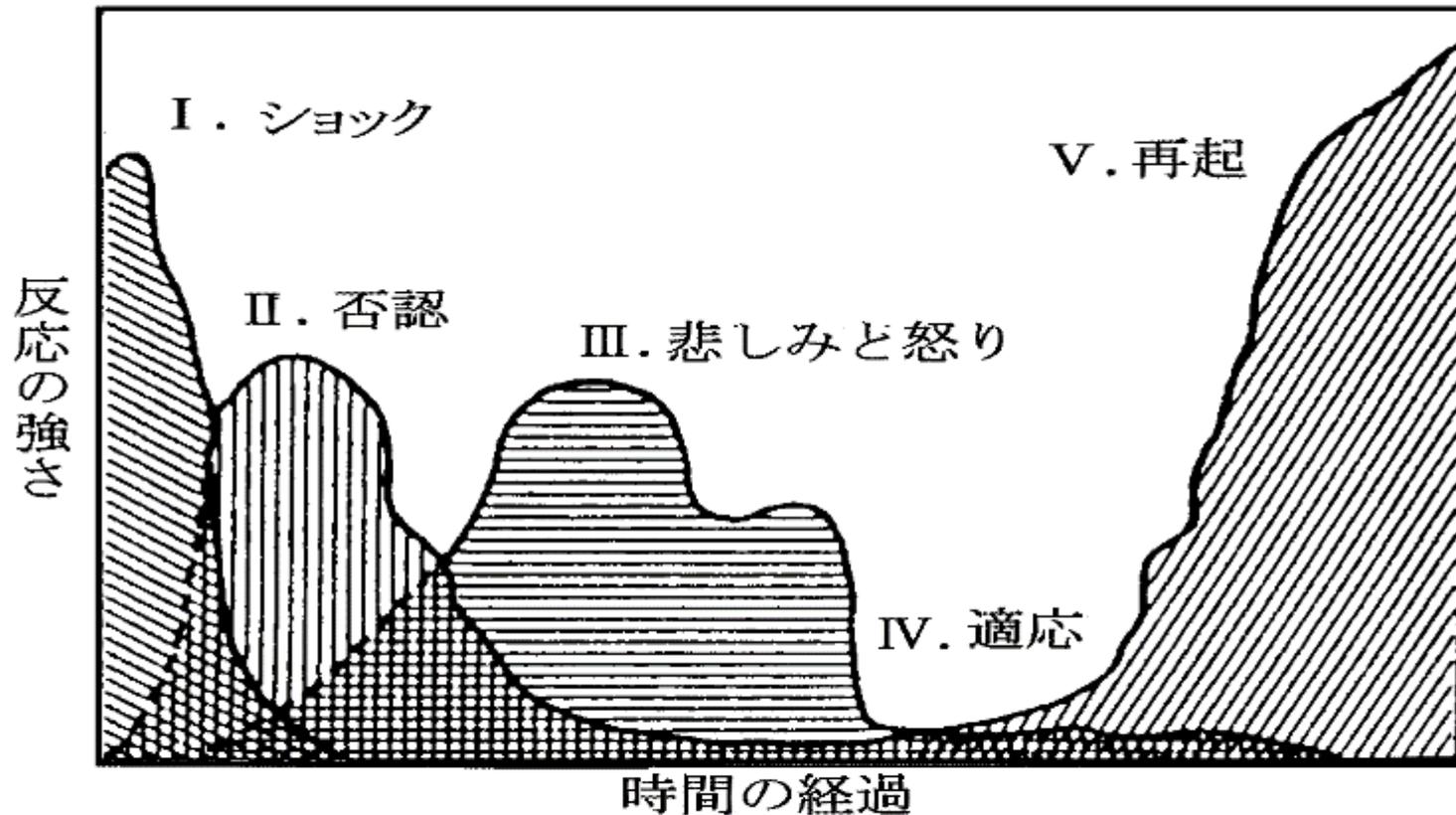


図1 先天奇形をもつ子どもの誕生に対する正常な親の反応の継起を示す仮説的な図

# 障害受容の段階説の特徴

- 愛する肉親を失ったときの悲哀とそれから回復する過程と類似している。
- 障がい児の親の苦悩の深さと親の悲嘆や怒りが正常な反応であることがわかる。
- しかし、障がい児を持つすべての親がこのようなプロセスを歩むのであろうか？
- すべての親がいずれは受容の段階に達することを前提としているといえる。超えられないことは異常とされたり、受容を課せられる危険性がある。

# 慢性的悲哀 ( chronic sorrow )

- Olshansky (1962)は、精神遅滞の子どもの親の慢性的悲哀 chronic sorrow についての述べている。この言葉の邦訳は「絶えざる悲しみ」(松本訳 1968)あるいは「慢性的悲嘆」(渡辺訳 1982)と訳されているが、邦訳と原語のどちらも障がい児の親が子どもの障がいを知った後に、絶え間なく悲しみ続けている状態という響きをもっている。

# 障害の受容の過程(中田、1995)

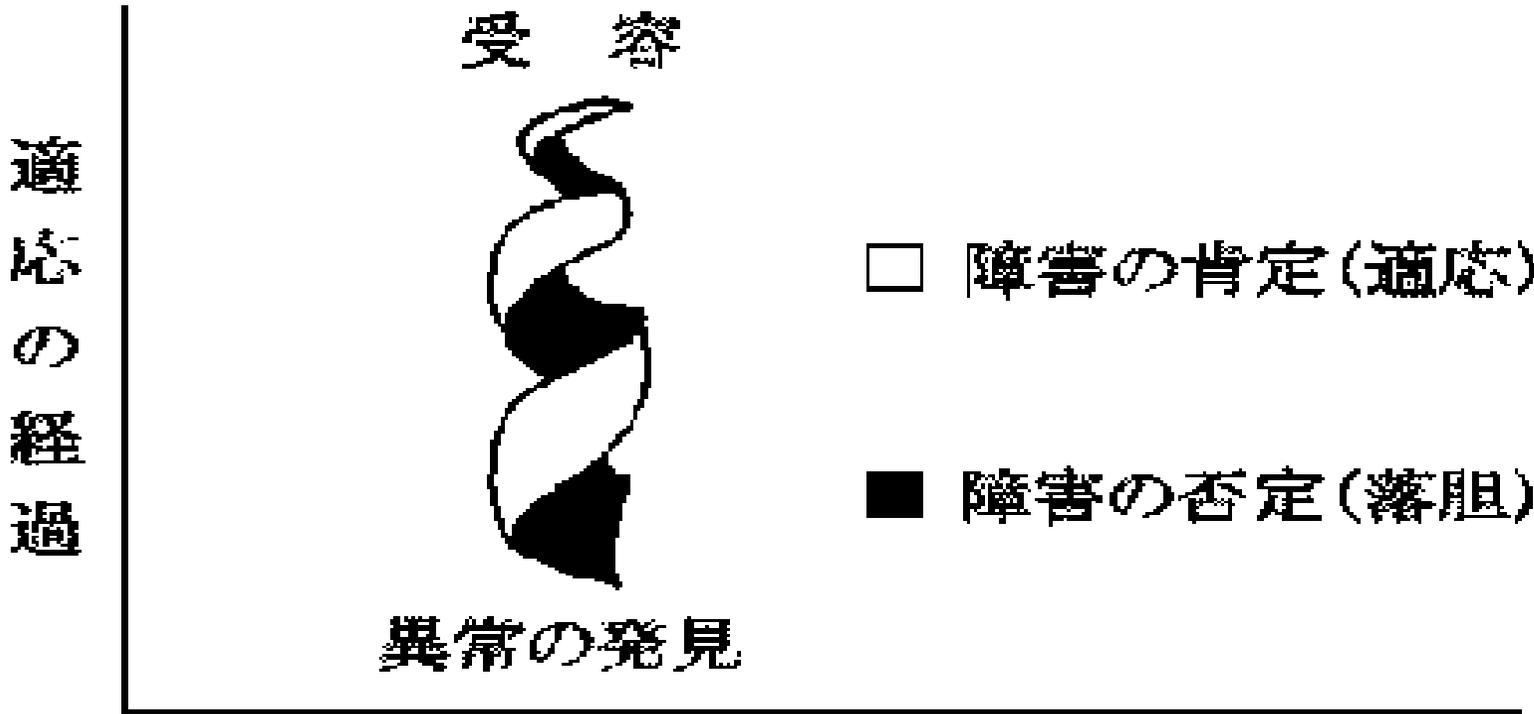


図6 障害の受容の過程

# 障がい児をもつ家族の体験

- 親たちは、否定的体験と肯定的体験の間を揺れ動く。
- この体験は、「障がい児の親はこうあるべきである」等の社会の規範に影響を受ける。
- また、個々人の体験の受け止め方は、支援者により変わる。

## ■ 否定的な体験

健常児との比較による落ち込み、専門職による無理解や押しつけ、重篤化や行動化など障害の態様、家族に及ぼす影響、差別などの周囲の反応、将来への不安

## ■ 肯定的な体験

それぞれの発達に対する喜び、すばらしい出会いと支援、家族の絆の強まり

# 5領域と個別支援計画 の作成

# 個別支援計画全般に係る留意点

- 個別支援計画の作成に当たっては、**こどもの意思の尊重**(年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等)及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「**総合的な支援の方針**」を設定し、それを受けた「**長期目標**」「**短期目標**」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- **5領域**(「**健康・生活**」「**運動・感覚**」「**認知・行動**」「**言語・コミュニケーション**」「**人間関係・社会性**」以下同じ。)の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「**本人支援**」「**家族支援**」「**移行支援**」について必ず記載すること。また、「**地域支援・地域連携**」(例:医療機関との連携等)については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、**PDCA サイクル**(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)で構成されるプロセス)により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

利用児氏名：〇〇 〇〇 (2019年4月30日生：5歳0か月)

## 個別支援計画書 (参考記載例)

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しく遊びたい (本人)。</li> <li>・地面に合った行動を自分で気付いて行えるようになってほしい (保護者)。</li> </ul>	
総合的な支援の方針	<p>〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手掛かりの方が理解しやすいと見立てています。このため、目的の情報動きに繋がりがやすく、認知的理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあるようです。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化 (構造化) することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段 (例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等) により、まずは大人とのやり取りの中で、「(言われていることが) わかった- (言いたいことが相手に) 伝わった」経験を楽しみながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。</p>	
長期目標 (内容・期間等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。</li> </ul>	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。</li> <li>・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別：毎週月曜日14:30-15:15 (空き状況によって週2回の利用有)</li> <li>・心理担当職員(月3回)、作業療法士担当 (月1回)</li> <li>・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45 (保護者都合により2時間の延長支援の可能性有)</li> </ul>

## ○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位	
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組む。遊具に合わせて体の調整ができるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動的に全体を指差しする等を行い、全体を促進する機会を設けてから声をかける。</li> <li>・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。</li> </ul>	人間関係・社会性 運動・感覚	6か月後	作業療法士 保育士	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。</li> <li>・簡単なやり取りを端的に都度促していく (本人がストレスをため込まないように、強制な繰り返しは行わない)。</li> <li>・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。</li> </ul>	認知・行動 言語・コミュニケーション	6か月後	心理担当職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間 (5月に心理担当職員による個別相談) を設ける。</li> <li>・専門的支援実施加算については、別紙参照。</li> </ul>	2
本人支援	「できた」という実感を持てるよう。以下の取組を行う。 ・食事：スプーン、フォーク、箸を使って、漬す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣類の着脱：どのような形であれ、身にまとうことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。</li> <li>・服を頭上に掲げる程度の行動を促すところから、スモールステップで始めていく。</li> <li>・身だしなみや整え方の観点は次のステップとし、大人がサポート・仕上げを行う。</li> </ul>	健康・生活	3か月後	保育士 理学療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3

本人支援	コミュニケーションのレパトリーが壮がり、自らやり取りすることが増える。	- 自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 - 活動内容を絵やシンボル等での紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6か月後	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者との定期的な（月に1回）情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代の子ども（クラスの友達）の行動を意識する場面が増える。	- トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。 - 椅子を所定の位置に持ってくる場面において、見本になる子どもの近くに誘う等の関わり・促しを行う。	人間関係・社会性	6か月後	保育士 理学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	- 本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 - 本人のコミュニケーションや判断する仕事等も、個別支援の場面の観察や相談の機会などを通じてお伝えし、共有する。		6か月後	心理担当職員 保護者	- 子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。 - 家族支援加算（Ⅱ）：月1回の頻度で子育てに関する講座をグループワークにて実施。	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	- 必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際の子どもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 - 保育園の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する（保育園からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送ってください）。		6か月後	児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△△先生、保護者	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する（行事のスケジュールの共有も含む）。	
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	- 連携会議を定期的に開催し、情報収集・役割分担について協議する。 - 各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面での子どもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。		6か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園〇〇園長先生、△△先生	関係機関連携加算（Ⅱ）：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

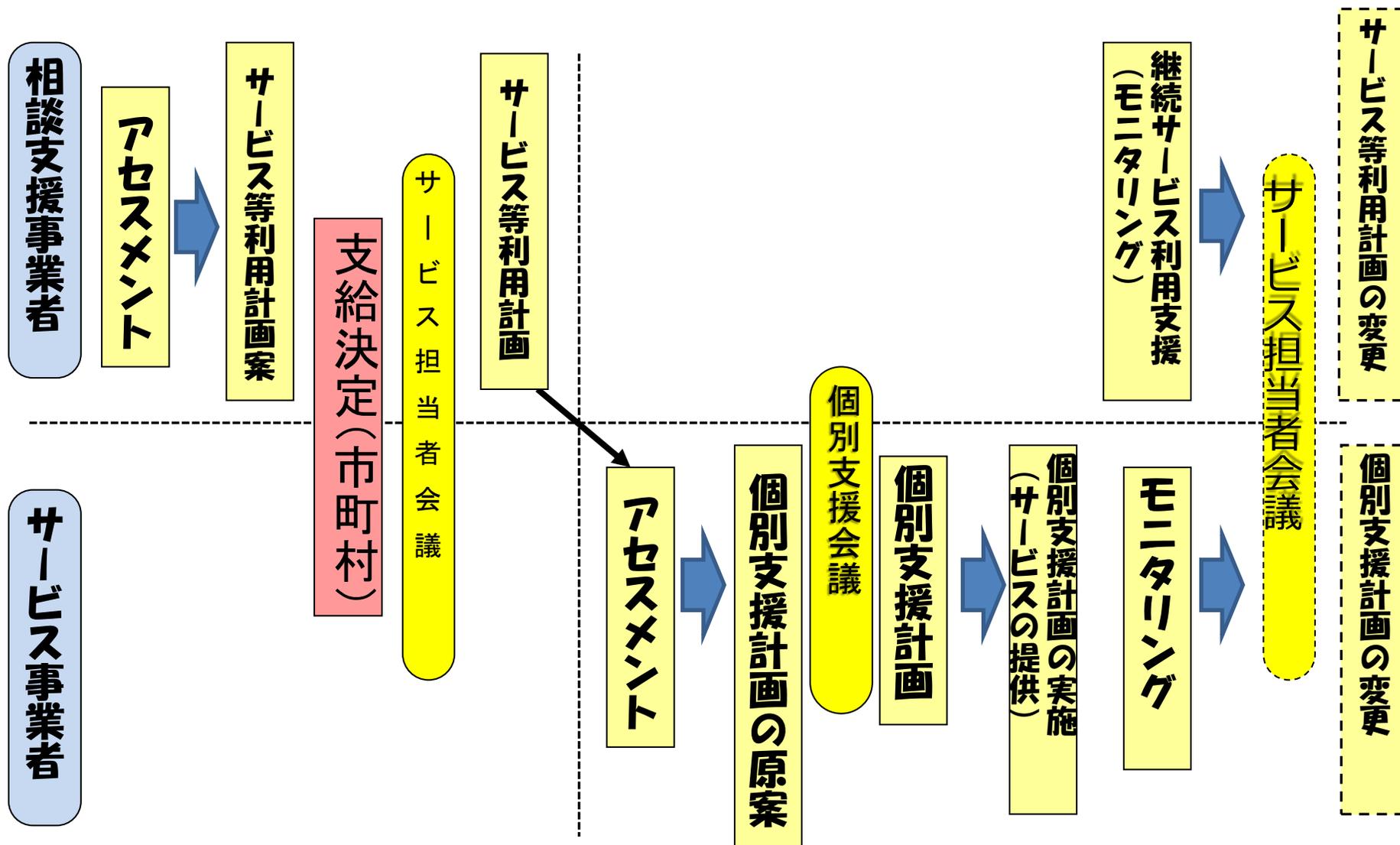
児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

（保護者署名）

押印禁止

# 指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と障がい福祉サービス事業者の関係



# 児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

## 2. 児童発達支援の内容

### 第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

- ① 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、**総合的な援助方針**を提案する。
- ② 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、障害児通所支援や障害福祉サービスの中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、**障害児支援利用計画案**を作成する。
- ③ 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勧奨し、事業所等の利用についての**支給決定**を行う。

- ⑥ 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、**本人支援の5領域**(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえた**アセスメント**を実施する。  
※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。
- ⑦ 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、**児童発達支援計画**を作成する。  
将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の視点を踏まえて作成することが必要である。

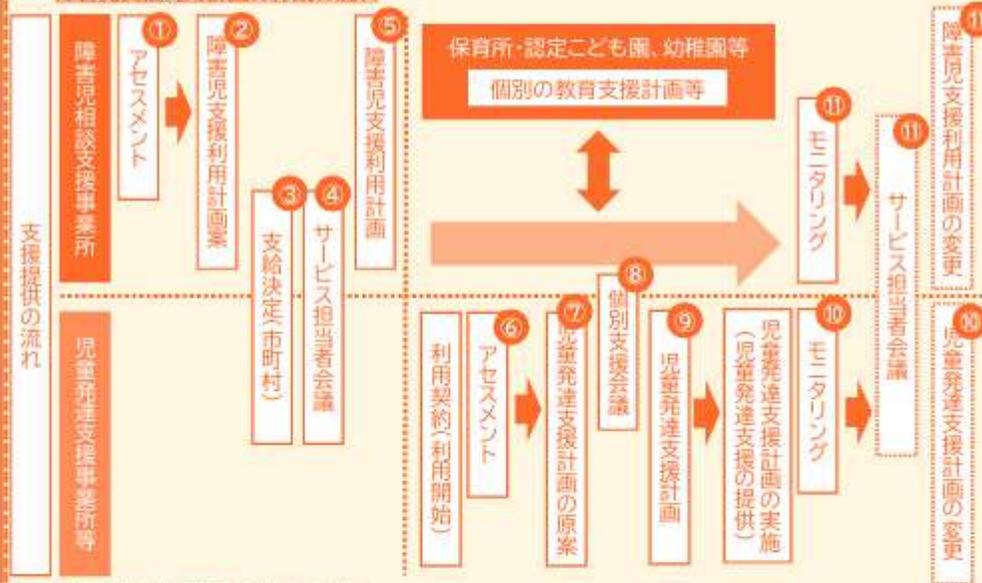
- ⑧ **個別支援会議**の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用や、個別支援会議を欠席する場合は会議の前後での情報共有も可能である。いずれにしても、**こどもの支援に関わる全ての職員に必ず意見を聴く機会を設ける**ことが求められる。  
また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達程度に応じて、**こども本人や保護者の意見を聴く**ことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

- ⑨ **児童発達支援計画**には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。）」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、**つながりを持って作成していく**ことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。  
児童発達支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

- ⑩ **児童発達支援計画**は、概ね6か月に1回以上**モニタリング**を行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。  
障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、**障害児相談支援事業所と相互連携**を図りながら、情報共有を行うことが重要である。  
モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、**児童発達支援計画の積極的な見直し**を行う。

- ⑪ **障害児支援利用計画**は、一定期間毎に、**モニタリング**を行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて**担当者会議**を開催し、**障害児支援利用計画を見直す**。

#### 障害児支援利用計画の作成の流れ



#### 児童発達支援計画の作成の流れ

- ④ 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた**担当者会議**を開催する。担当者会議には、こどもや家族、事業所等の**児童発達支援管理責任者**や職員、他の支援等を利用している場合にはその**担当者**、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- ⑤ 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと**障害児支援利用計画**を確定し、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に**交付**する。

支援の質の向上と権利擁護

# 児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

## 第6章 児童発達支援の提供体制

### 1. 組織運営管理

#### 自己評価の 実施・公表・活用

- 自己評価については、**従業者評価及び保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに**強化・充実を図るべき点(事業所等の強み)**や、**課題や改善すべき点(事業所等の弱み)**を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の**自己評価の結果及び保護者評価の結果**並びにこれらの評価を受けて行った**改善の内容**については、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所等で発行している通信に掲載したり、保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。

#### 支援プログラムの 作成・公表

- **総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。
- 作成された支援プログラムについては、**事業所等の職員に対し理解を促し**、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、**利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し**、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。  
なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

### 2. 衛生管理・安全管理対策等

#### 衛生管理 健康管理

- 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する**委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施**が必要である。
- こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、**こどもの所持の健康チェック及び保護者との情報共有の体制**を構築しておくことが必要である。
- 感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、**事業継続計画(BCP)**を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。 ※新興感染症の場合は、インフルエンザ等の感染症とは異なる対応も想定されることを念頭に置く必要。
- アレルギー対策として、**除去食や制限食に対応できる体制**を整えることや、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際に**事前に提供する内容について周知**すること等が必要である。

#### 非常災害対策

- 非常災害に備えて、**消火設備等の必要な設備、非常災害に関する具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練**(地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要)、**事業継続計画(BCP)の策定**が必要である。
- 障害のあるこどもについては、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、**こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要**であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要である。

#### 緊急時対応

- こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合の**保護者、協力医療機関及び主治医への連絡や、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、医療的ケア児について生命に関わる事態が起きた場合の対応を学び実践できるようにしておくこと**等が必要である。
- こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、**救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エビベン®」等の使用)**に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。

# 児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

## 第6章 児童発達支援の提供体制

### 2. 衛生管理・安全管理対策等(続き)

#### 安全管理

- **安全計画の策定・周知、研修や訓練の定期的な実施、安全点検や安全管理マニュアル**(リスクの高い場面において気を付けるべき点や職員の役割等を明確にしたもの)の作成が必要である。  
※ 送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要。
- 事故が発生した場合は、速やかに**都道府県、市町村、家族等に連絡を行う**とともに、必要な措置を講じることが求められていることから、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず**都道府県や市町村のホームページ等で確認**し、適切な対応を行う必要がある。  
※ 事故事例の検証やヒヤリ・ハット事例の検証、事故原因の共有と再発防止の取組が必要。
- 送迎や事業所外での活動のために自動車を使用する場合は、**こどもの乗降時の際の点呼**や自動車の**ブザー等の安全装置**を装備することが必要である。
- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

## 第7章 支援の質の向上と権利擁護

### 1. 支援の質の向上の取組

#### 職員の知識・技術の向上

- 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。

#### 研修の受講機械等の提供

- 研修の実施・参加等のほか、**喀痰吸引等の研修**の受講(医療的ケア児や重症心身障害児への適切な支援のため)や、**強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修**を受講(強度行動障害のあるこどもへの適切な支援のため)させることも重要である。

#### スーパーバイズ等の活用

- 児童発達支援センターによる**スーパーバイズ・コンサルテーション**を受けることにより、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

### 2. 権利擁護

#### 虐待防止の取組

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要である。
- 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、**常に周囲の目が届く範囲**で支援を実施できるようにする必要がある。
- 職員による虐待を発見した場合は市町村の窓口、保護者による虐待を発見した場合は、市町村、福祉事務所又は児童相談所等へ通報する必要がある。

#### 身体拘束への対応

- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、**切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たす**ことが必要となる。身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、**組織的に決定する必要**があり、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、理解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、記録を行うことが必要である。

事業所名

支援プログラム（参考様式）

作成日

年

月

日

法人（事業所）理念								
支援方針								
営業時間		時	分から	時	分まで	送迎実施の有無	あり	なし
		支 援 内 容						
本人支援	健康・生活							
	運動・感覚							
	認知・行動							
	言語 コミュニケーション							
	人間関係 社会性							
家族支援					移行支援			
地域支援・地域連携					職員の質の向上			
主な行事等								

## 支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

## その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

## 〇〇事業所 支援プログラム

営業時間			送迎実施の有無	
法人理念				
支援方針				
支援内容				
対象児	I	II	III	
項目	0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	
本人支援	健康・生活			
	運動・感覚			
	認知・行動			
	言語 コミュニケーション			
	人間関係・社会性			
地域支援・地域連携 (地域交流・催外活動)				
移行支援				
家族支援				
職員の質の向上				
主な行事等				

作成日〇年〇月〇日

## その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

## 〇〇事業所 支援プログラム

作成日 〇年〇月〇日

法人理念				
支援方針				
営業時間		送迎実施の有無		
プログラム	支援内容(5領域)			
朝の会				
リズム				
散歩				
サーキット				
アート				
給食				
家族支援				
移行支援				
地域支援・地域連携				
職員の質の向上				
主な行事等				

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。

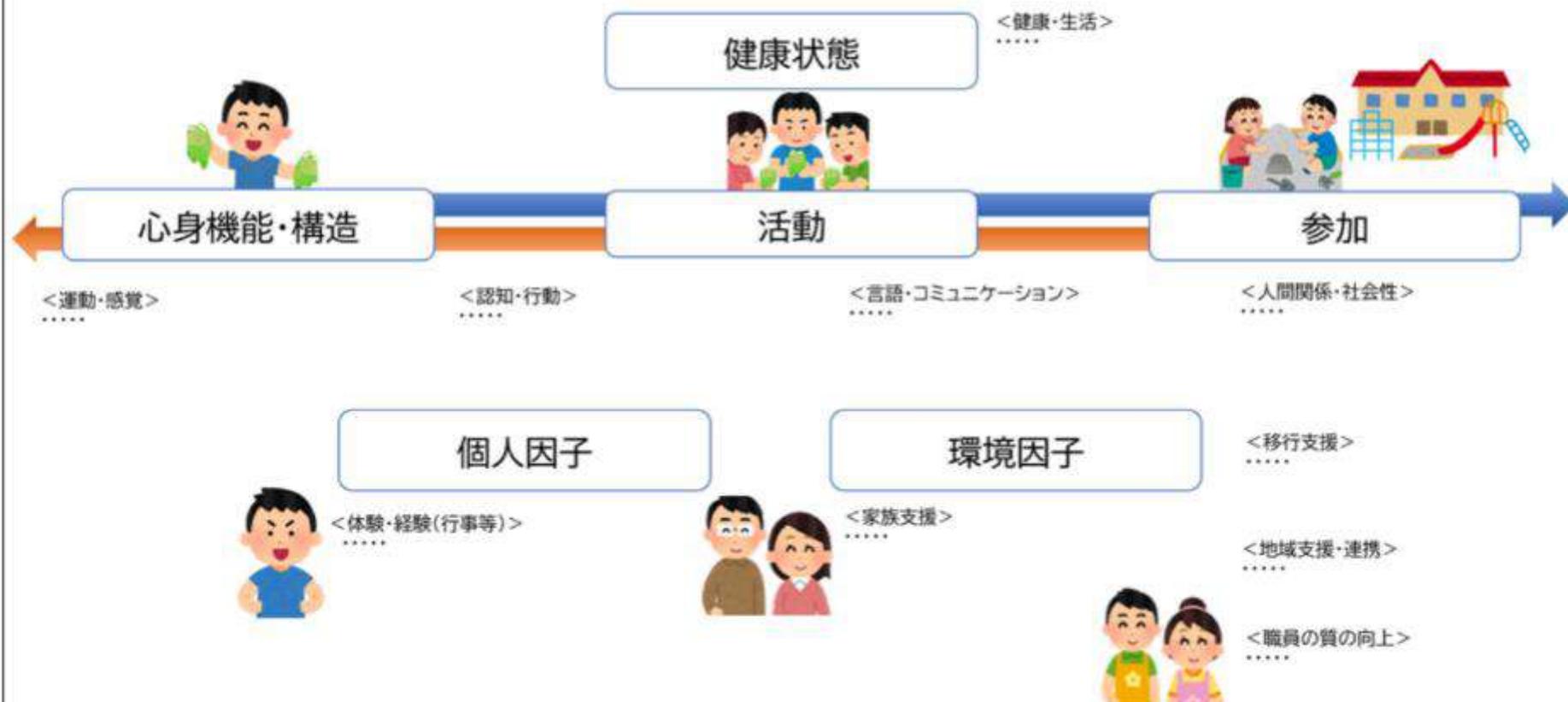
〇〇事業所 支援理念:「〇〇〇……」

作成年月日 〇年〇月〇日

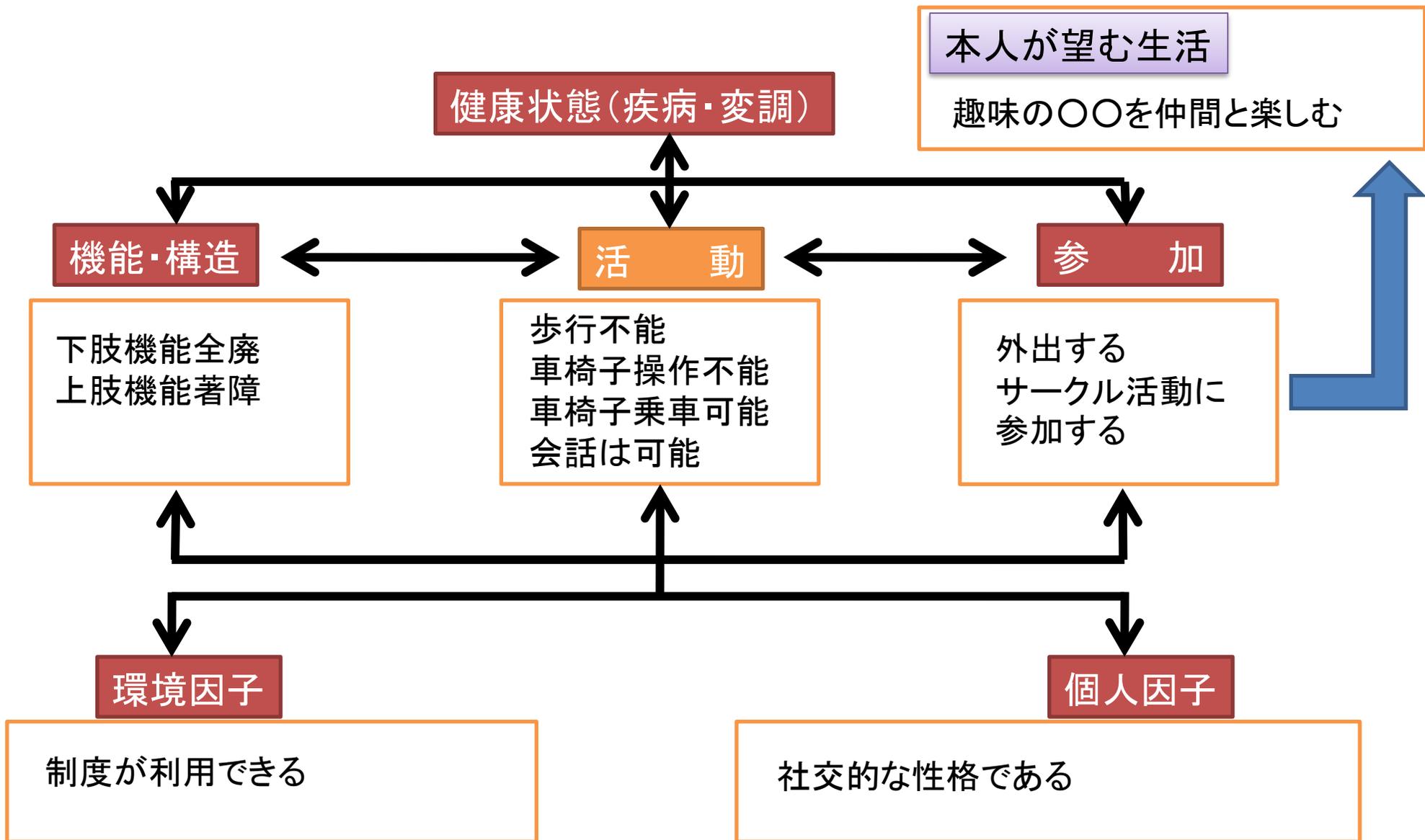
支援方針

- 1)〇〇〇……
- 2)〇〇〇……
- 3)〇〇〇……

営業時間:〇〇  
送迎実施の有無:〇〇



# ICF(国際生活機能分類)の活用





全従業員による共通理解の下で取組を行うことが重要

手順	保護者等による評価の実施	従業員による評価の実施
ステップ ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。</li> <li>○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用すべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者の従業員が「事業者向け自己評価表」を活用して従業員評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。</li> <li>○ 従業員評価は、できる限り全従業員から提出を求めることが望ましい。</li> </ul>
※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業員評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施		
ステップ ②	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業員による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。</li> <li>○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。</li> <li>○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。</li> </ul>	
ステップ ③	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">改善・充実に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の具体的な見通しや改善・充実に向けた具体的な取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。</li> </ul>	
ステップ ④	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">自己評価結果等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実に向けた取組を進めていくながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。</li> </ul>	
ステップ ⑤	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">支援の改善に向けた取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。</li> </ul>	

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

# 虐待防止施策

- 1 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 事実確認（立入調査等） ② 措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

## ③虐待防止措置未実施減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

## 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

## 虐待防止措置未実施減算【新設】

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に基本報酬を減算するもの。
  - ① 虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
    - ※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
  - ② 虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
  - ③ 虐待防止措置（上記①②）を適切に実施するための担当者を配置していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
  - ※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

## 【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5の2（児発）、別表第3の1の注6の2（放デイ）、別表第4の1の注6（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注5（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の2（福祉型）、別表第2の1の注3の2（医療型）

## 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

### やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・

#### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

#### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

#### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

## 8. 共通事項・その他

## ④ 身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔障害児通所支援、訪問支援、入所施設〕※児者共通

- 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。  
また、訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

身体拘束廃止未実施減算  
基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を  
所定単位数から減算する。



## 【改定後】

身体拘束廃止未実施減算  
（障害児入所施設）基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。  
（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）  
基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

## ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に、基本報酬を減算するもの。
  - ① 身体拘束等を行う場合であって、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の事項を記録していない場合  
※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない
  - ② 身体拘束適正化検討委員を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合  
※法人単位での開催可。虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
  - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
  - ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県等に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は10%又は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算  
※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

## 【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5（児発）、別表第3の1の注6（放デイ）、別表第4の1の注5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注4（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3（福祉型）、別表第2の1の注3（医療型）

# 5領域支援と意思決定支援

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

## 2. (4) その他

## ① 支援におけるこどもの最善の利益の保障

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

## 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第26条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第27条第2項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（同上第5項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第28条第2項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

## ポイント

- 本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定児童発達支援事業者に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである
- 個別支援計画の作成にあたっての個別支援会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる（その際言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要）
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- 今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きをお示しする予定（令和6年度早期に発出予定）

# 「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

## I 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

## II 総論

### 1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 2. 意思決定を構成する要素

#### (1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

#### (2) 意思決定支援が必要な場面

##### ① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

##### ② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

#### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

### 3. 意思決定支援の基本的原則

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるように工夫して行うことが重要である。
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらい障害者の意思及び選好を推定する。

### 4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

#### (1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

#### (2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

#### (3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

### 5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

### 6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

### 1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。

#### (1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

#### (2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

#### (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

#### (4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

### 2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

### 3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

### 4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

## 5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。協議会を活用する等、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

## 6. 本人と家族等に対する説明責任等

障害者と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。意思決定支援に関わった関係者等は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

## IV 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

### ○ 意思決定支援の流れ

**意思決定が必要な場面** ・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

**本人が自分で決定できるよう支援**

自己決定が困難な場合

**意思決定支援責任者の選任  
とアセスメント**

相談支援専門員・サービス管理責任者  
兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・本人の意思確認 ・日常生活の様子の観察 ・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

**意思決定支援会議の開催**

サービス担当者会議・個別支援会議  
と兼ねて開催可

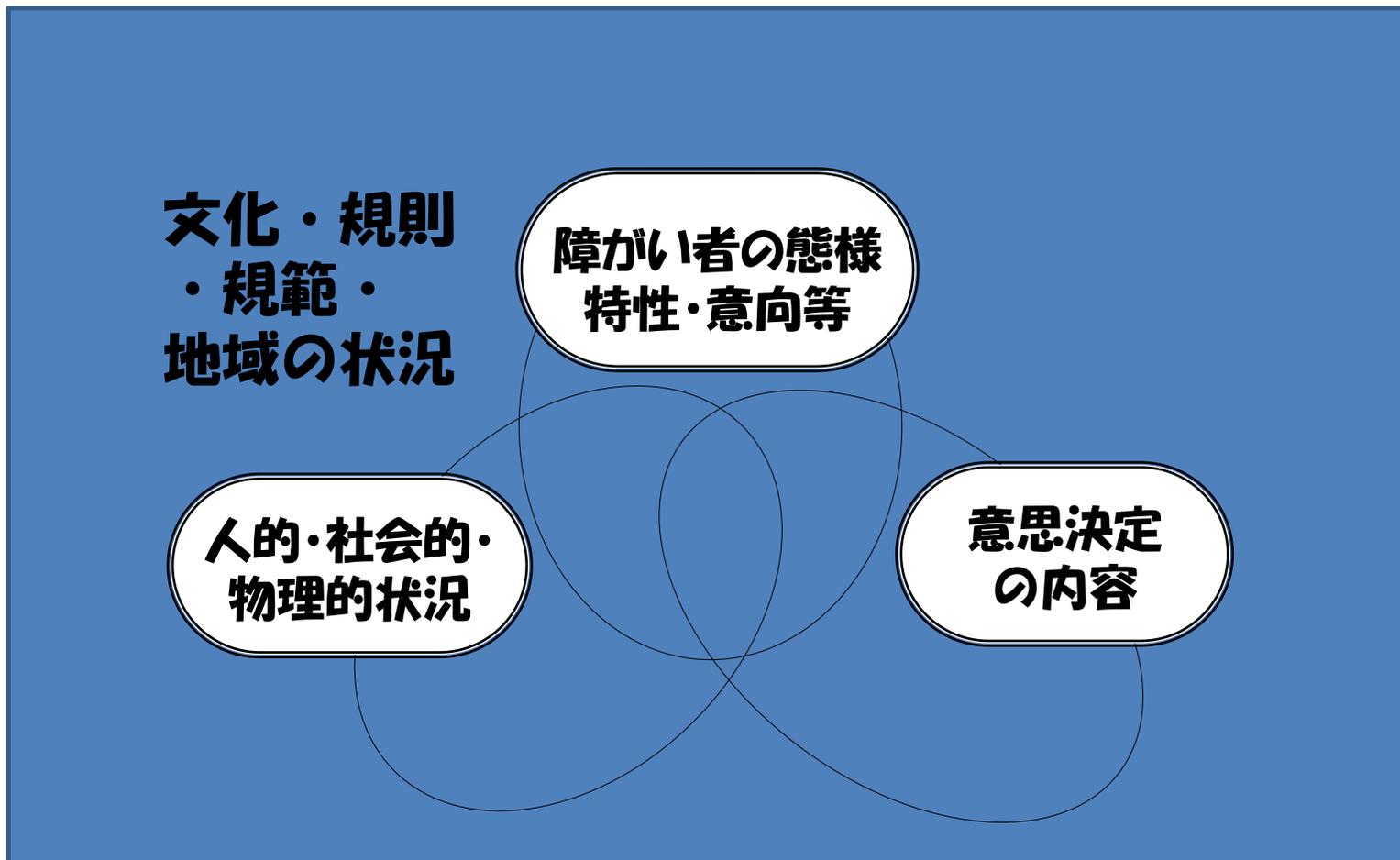
本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

**意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画  
(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録**

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

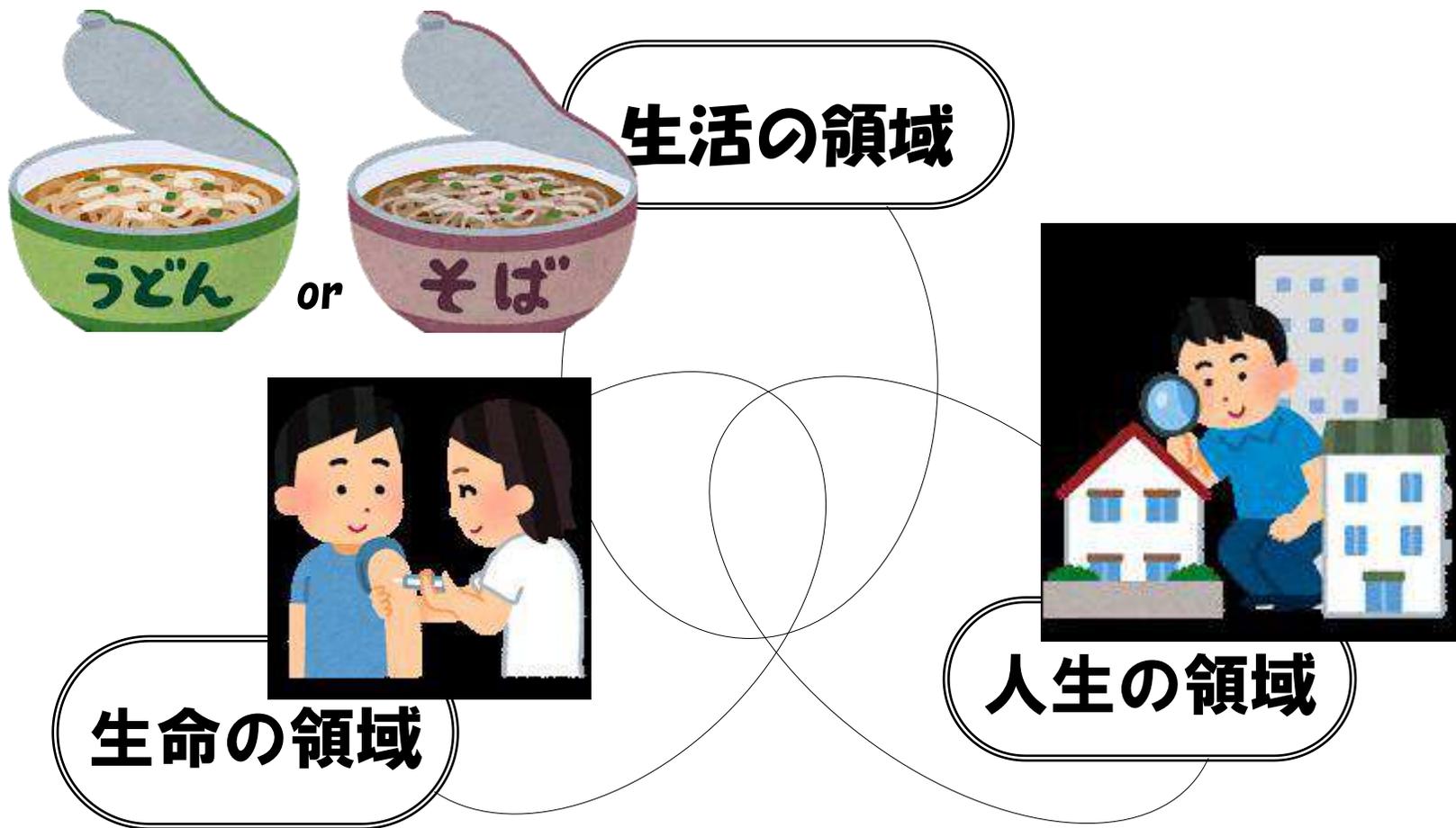
意思決定に関する記録  
の  
フ  
ィ  
ー  
ド  
バ  
ッ  
ク

# 意思決定の要素



# 意思決定の三つの領域

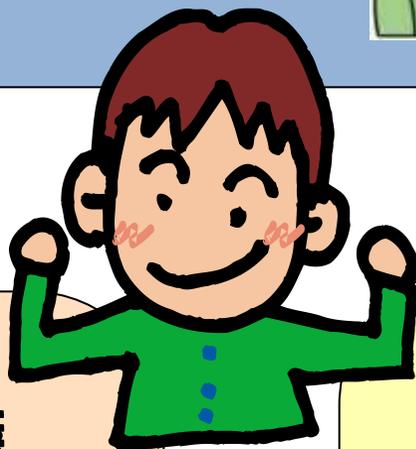
LIFE (生活・人生・生命)



# 意思決定支援の仕組み

意思決定支援  
三要素

意思決定支援  
責任者



意思決定支援会議



意思決定支援  
計画書



# 情報の伝達ということ

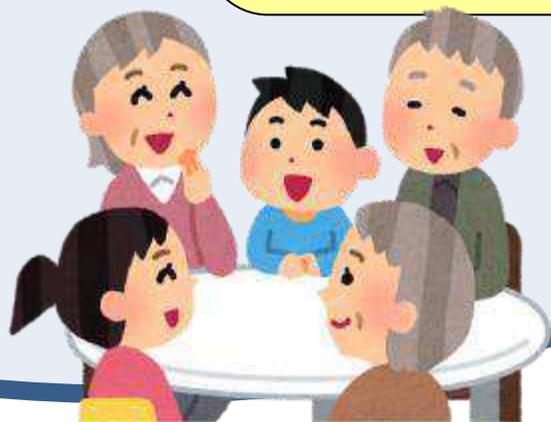
われわれは、長い間、本人の意思決定能力を問題にしてきたが、問われるべきは、自分たちの意思決定支援能力である。



# 物語づくりということ



**障がいの重い方への  
意思決定支援は、本人  
のライフストーリー(物  
語)づくりからはじまる**



# 要は、協働決定の仕組みづくり

家族や支援者は、  
心強い味方であるが  
親密圏にあるからこそ  
皆で決定する仕組み  
と第三者が必要。

→ 自立支援協議会？



# 個別支援計画

(ガイドライン項目の記載例)

参考資料3

子どもの名前 K・Y さん

作成年月日: 29年 2月 21

日

○目標

長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒に活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
短期目標	食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

○具体的な目標及び支援計画等

項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
発達支援 【健康・生活】	食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という達成感をえましょう。	お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。	本人支援の(ア)健康・生活のb-(d)	3か月 (週3日)	担当スタッフ 〇〇 〇〇	1
発達支援 【言語・コミュニケーション】	自分の気持ちを、少しずつことばサインで伝えていきましょう。	午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。	本人支援の(エ)言語・コミュニケーションのb-(b)、(c)	6か月 (週3日)	担当スタッフ 〇〇 〇〇	1
発達支援 【人間関係・社会性】	友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみましょう。	午前の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通じて、集団を意識できるよう支援します。	本人支援の(オ)人間関係・社会性のb-(c)、(e)	6か月 (週3日)	担当スタッフ 〇〇 〇〇	2
移行支援	Y・Kくんの今後の目標など、月に1回程度併行通園先の保育所の先生と一緒に話し合います。	併行通園先の保育所と、定期的に、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園先の保育所の先生にも参加いただくことにしています。	移行支援の(イ)-(e)、(f)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ〇〇、保育所の担当先生	1
家族支援	Y・Kくんについて3月に1回、話し合う機会をもちます。	保護者面談の時間を3か月に1回に設け、当所での様子を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとへの助言を行います。	家族支援の(イ)-(ア)、(イ)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ〇〇、お母さん	3

## 事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になることを目指します。

# 個別支援計画

(ガイドライン項目の記載例)

子どもの名前 K・Y さん

作成年月日: 29年 2月 21日

長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒に活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
短期目標	食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

## ○具体的な目標及び支援計画等

項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
発達支援 【健康・生活】	食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という達成感をえたい。	お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。支援に際して、了解を求める。	本人支援の(ア)健康・生活のb-(d)	3か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【言語・コミュニケーション】	自分の気持ちを、少しずつことばやサインで伝えていきたい。	午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。絵カードには意思の確認の○×を入れる	本人支援の(エ)言語・コミュニケーションのb-(b)、(c)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【人間関係・社会性】	友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみたい。	午前の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通じて、集団を意識できるよう支援します。手つなぎの差異、本人の意思を確認する。	本人支援の(オ)人間関係・社会性のb-(c)、(e)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	2
移行支援	Y・Kくんの今後の目標など、月に1回程度併行通園先の保育所の先生と一緒に話し合います。	併行通園先の保育所と、定期的に、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園先の保育所の先生にも参加いただくことにしています。移行先の園については体験的利用など意思形成を図る。	移行支援の(イ)-(e)、(f)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、保育所の担当先生	1
家族支援	Y・Kくんについて3月に1回、話し合う機会をもちます。	保護者面談の時間を3か月に1回に設け、当所での様子を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとへの助言を行います。意思決定に関する情報交換	家族支援の(イ)-(ア)、(イ)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、お母さん	3

## 事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になるよう、本人の意思を確認しながら取り組みます。